

# 2024 年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 申請案内



下記の認定証番号は、今年度の更新対象となる認定番号です。

今回の更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2022 年度 (新規)	229****
2 回目更新	2021 年度 (初回更新)	219**** (1)
3 回目更新	2020 年度 (2 回目更新)	209**** (2)
4 回目更新	2020 年度 (3 回目更新)	209**** (3)
5 回目更新	2020 年度 (4 回目更新)	209**** (4)
6 回目更新	2020 年度 (5 回目更新)	209**** (5)

※「認定証番号」欄の「\*」は各事業所に割り振られた数字が入っています。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館  
TEL: 03-3354-1067 FAX: 03-3354-1019

**2024 年度  
貨物自動車運送事業安全性評価事業  
申請案内**

申請時の大きな変更点について	1
事業の目的、概要	3
1. 申請から評価の決定まで	5
2. 評価項目	7
3. 安全性優良事業所の認定等	10
4. 認定後の再評価及び失効、取消し等	11
5. 申請の流れ	12
6. 申請の種類	13
7. 申請方法	16
8. Ⅲ. 「安全性に対する取組の積極性」の判断基準及び注意事項	33
よくある問い合わせ（Q & A コーナー）	58
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関一覧	60

**申請にあたっての注意事項**

本事業の申請手続きに基づき、従業員の個人情報（氏名、生年月日、写真、保険加入状況、適性診断の結果、運転記録証明等）を記載した資料を提出する場合には、あらかじめ事業所（営業所）内の当該従業員に情報提供する旨、同意を得て申請を行ってください。

**個人情報保護法に基づく個人情報等の利用目的等について**

当協会では個人情報保護方針を別に定め、（全日本トラック協会ホームページ <https://www.jta.or.jp/> を参照）、個人情報の保護に努めております。

本事業における申請の際に提出された個人情報ならびに資料として提出された各種情報については、本事業の審査以外の目的に使用することはありません。

はじめにお読み下さい。

## 申請時の大きな変更点について

### 申請方法について

- これまでの窓口への持ち込み申請から、パソコンを通じて行う Web 申請に変更します。  
申請受付期間は 2024 年 7 月 1 日（月）～同 7 月 14 日（日）です。
- 従来どおり、申請期間より前に申請情報を入力することができますが、申請は完了していません。保存した申請情報は、**申請期間（7 月 1 日～7 月 14 日）に申請ボタンを押す**ことにより地方実施機関に送信され、「申請登録完了メール」が届きます。
- 申請方式のうち「更新 D 方式」を廃止とします。その他の申請方式は従来通りです。

### 新規、更新 A・C 方式の申請受付について

- 新規、更新 A・C 方式については、従来通り、評価項目Ⅲ。「安全性に対する取組の積極性」を挙証する資料の提出が必要なため、原則として窓口での手続きが必要です。**（窓口の受付は、7 月 1 日（月）～7 月 12 日（金）の窓口受付時間内です。（土・日除く）受付時間については、各地方実施機関にお問い合わせ下さい。）郵送を希望する場合は、地方実施機関に 7 月 12 日（金）までに必着とします。**
- 更新 6 回目事業所の方の更新 A・C 方式については、評価項目Ⅲ。「安全性に対する取組の積極性」の Web 申請システム内の自認項目をチェックすることで、自認書の作成が行えるようになり、提出は必要なくなりました。作成後、7 月 1 日～7 月 14 日に申請ボタンを押下して下さい。
- 地方実施機関は、取組の積極性を挙証する資料の確認を行った後、受付完了のメールを送信します。必ずメールを確認して下さい。（更新方式については、P.13～15 を参照）

### 更新 B・E 方式の申請受付について

- 更新 B・E 方式については、Web 申請システムへ申請情報の入力を行い、**申請期間（7 月 1 日～7 月 14 日）に申請ボタンを押す**ことにより申請が完了します。
- 送信された申請情報を地方実施機関で受け付けると、「申請受付完了メール」が届きます。このメールから、**受付番号の入った「申請書 控」がダウンロードできますので、必ず保管して下さい。**（更新方式については、P.13～15 を参照）

### 評価項目Ⅰ. について

- 評価項目Ⅰ。「安全性に対する法令の遵守状況」の配点を一部変更します。（P.7 参照）
- 評価項目Ⅰ. 6. 「運輸安全マネジメント」については、書類提出による評価から、巡回指導結果による評価に変更します。（P.7 参照）

### 評価項目Ⅱ. について

- 自動車事故報告書については、Web 申請システム内でアップロードすることができるようになりました。
- アップロードができない場合は、申請書と共に 7 月 1 日（月）～7 月 12 日（金）に地方実施機関の受付窓口宛てに FAX 又は郵送で送って下さい。（郵送を希望する場合は、地方実施機関に 7 月 12 日（金）までに必着とします。）

### 評価項目Ⅲ. について

- 評価項目Ⅲ。「安全性に対する取組の積極性」の自認項目を 11 項目から 4 グループ 17 項目とし、各グループから得意項目を選択できるように変更します。（P.8、33～53 参照）
- 各自認項目グループにおいて、**すべてのグループで得点していることが必要です。**
- 取り組みを証明する**添付資料の提出が必要**です。
- 自認項目グループ 1 - (2) 「外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣」について、オンライン方式による研修会等を受講した場合は、通常の資料提出に加え、「オンライン研修実施記録（感想含む）」の提出が必要です。（詳細は P.38、59 参照）

## 申請方法の変更に伴う申請受付期間等の留意点について

### 1. Web 申請システムの稼働期間

6月3日（月）～7月14日（日）

- Web 申請システムは、6月3日（月）から稼働予定です。
- 事前に申請書を作成し、保存することができます。
- 申請は、**2. 申請受付期間内に「申請」ボタンをクリックする必要があります。**

### 2. 申請受付期間

7月1日（月）～7月14日（日）

- Web 申請システムで事前に作成し、保存した申請書は、申請期間中に改めて「申請」ボタンをクリックする必要があります。（申請ボタンは7月1日以降に押せるようになります。）申請ボタンを申請受付期間中にクリックされていない場合は、申請ボタンの押下をお願いするメールを送ります。（メールは必ず受信できる状態にしておいて下さい。）
- **新規申請、更新 A・C 方式は、従来通り評価項目Ⅲ.「安全性に対する取組の積極性」を挙証する資料の提出が必要です。3. 窓口受付期間内に、窓口へ提出をお願いします。**
- **更新6回目事業所の方は、更新 A・C 方式も Web 申請のみで申請できます。評価項目Ⅲ.「安全性に対する取組の積極性」を挙証する資料の窓口への提出は必要ありません。**

### 3. 窓口受付期間

7月1日（月）～7月12日（金）（土・日を除く）

- 新規申請、更新 A・C 方式の評価項目Ⅲ.「安全性に対する取組の積極性」を挙証する資料は、地方実施機関に提出して下さい。
- 郵送を希望する場合は、地方実施機関に7月12日（金）までに必着とします。  
※ Web 申請システムは7月14日24時までに稼働していますが、**新規申請・更新 A・C 方式の場合、窓口受付期間に、「安全性に対する取組の積極性」の挙証書類を提出できなければ、申請は無効となります。十分ご注意ください。**

## 最近の変更について

- コロナ特例については縮小して継続します。（P.57 参照）
- 厚生年金保険料の納付状況が確認できる書類は不要です。
- 安全性評価申請書（1号様式、6号様式）や自認書（2号様式）等、G マークに係る提出書類の押印を廃止します。
- 全国実施機関より認定証等送付の際に同封していた、認定ステッカー（5枚）、認定ワッペン（5枚）、認定証ケース（新規のみ）については**無償交付を終了しました**。認定後の認定ステッカー等の購入については、認定証等に同封の冊子をご覧ください。

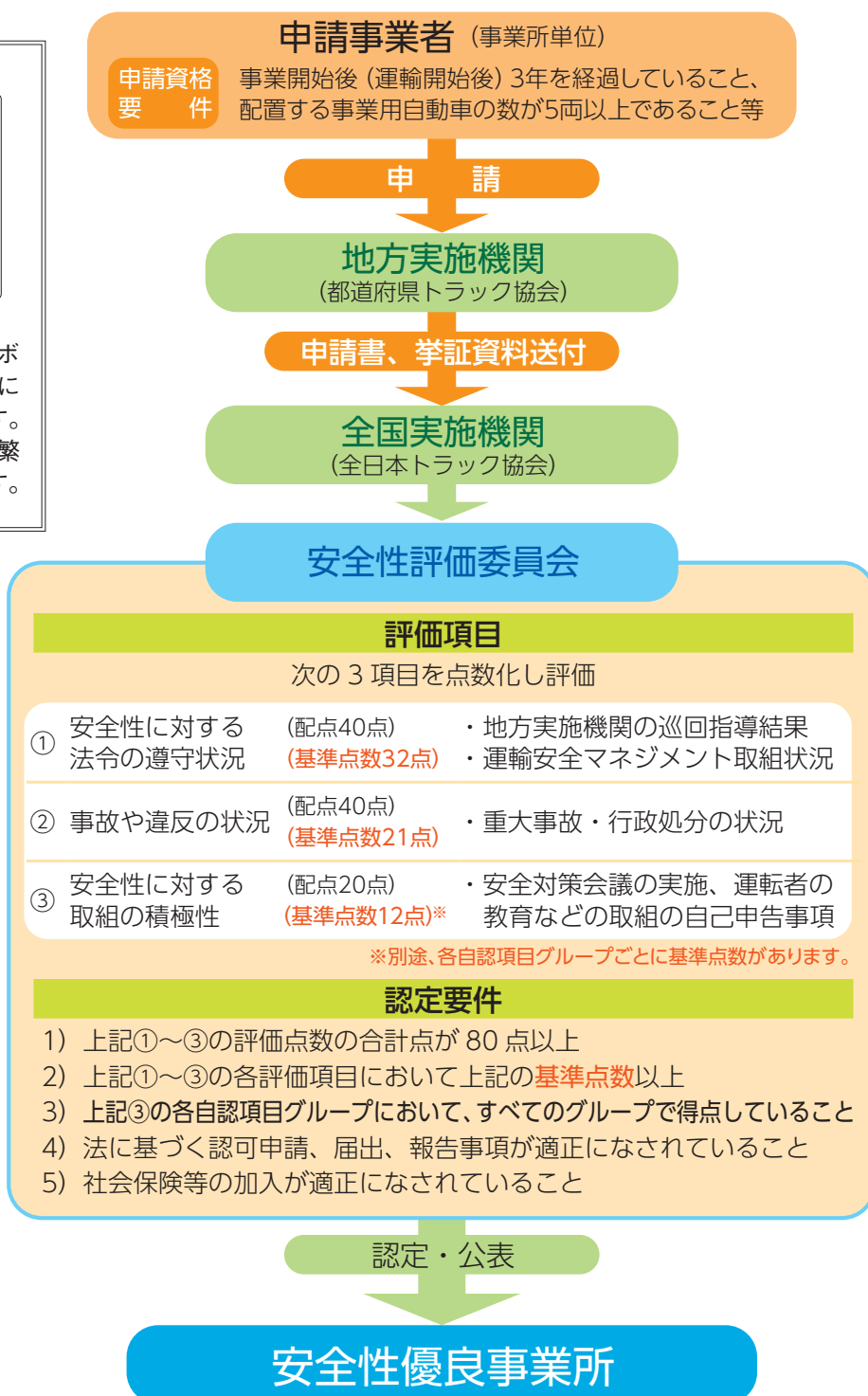
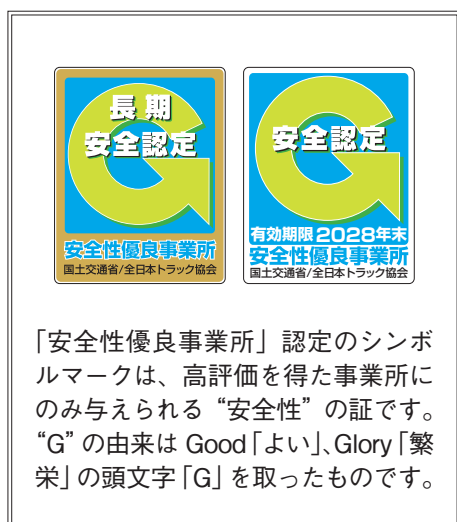


# 事業の目的、概要

これからの貨物自動車運送事業は、今まで以上に、“安全性”の視点から優良な事業者が選ばれる時代です。そこで、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関「公益社団法人全日本トラック協会」（以下、「全国実施機関」という。）では、2003年7月から利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするための環境整備を図るため、事業者の安全性を正當に評価し、認定し、公表する「安全性優良事業所」（Gマーク）認定制度をスタートさせました。

また、2023年度より6回目更新を迎える事業所については、20年もの長きにわたり安全運行の実績を積み上げられたことから、「長期安全認定事業所」として認定し、「ゴールドGマーク」が使用できるようになりました。

2024年3月末現在、全国で28,895事業所（全事業所の33.4%）が安全性優良事業所に認定されています。

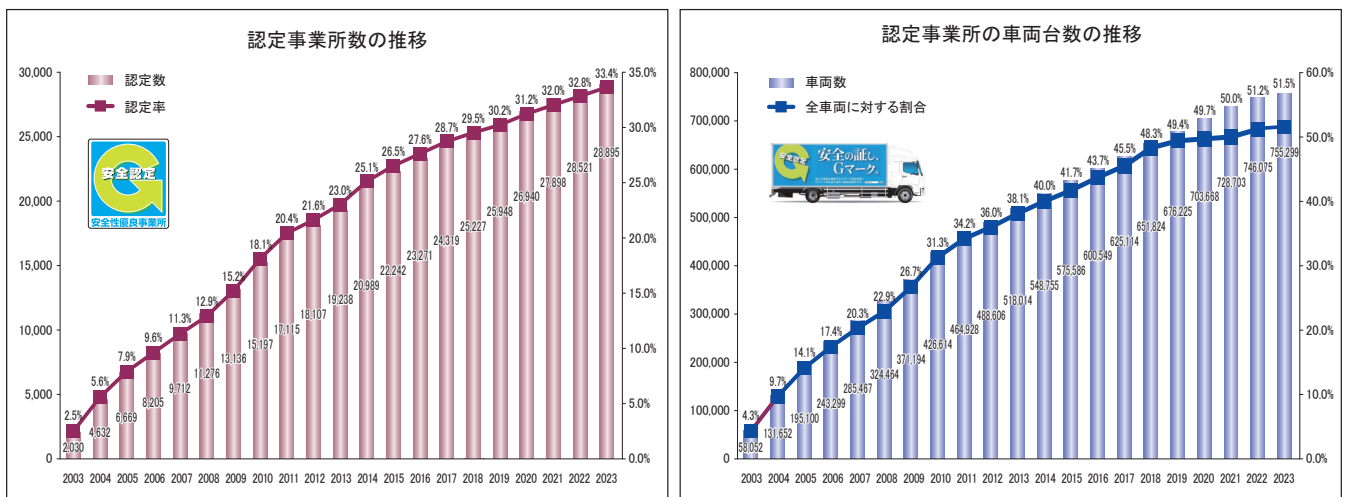


## 安全性優良事業所に係るインセンティブ付与

国土交通省	違反点数の消去	通常、3年間となっている違反点数の付与期間について、違反点数付与後2年間違反点数の付与がない場合、当該違反点数が消去されます。
	IT点呼の導入	対面点呼に代えて、国土交通大臣が定める設置型又は携帯型のカメラを有する機器による営業所間等での点呼が可能となります。
	点呼の優遇	2地点間を定時で運行する形態の場合の他営業所における点呼、同一敷地内に所在するグループ企業間における点呼が承認されます。
	安全性優良事業所表彰	安全性優良事業所の認定を、連続して10年以上取得しているなど、さらに一定の高いレベルにある事業所が表彰されます。
	基準緩和自動車の有効期間の延長	基準緩和自動車が適切に運行されている場合、緩和の継続認定において、有効期間が無期限に延長（通常4年間）されます。
	特殊車両通行許可の有効期間の延長	特殊車両の通行許可について、一定の要件を満たす優良事業所の車両の場合、許可の有効期間が最長4年間まで延長（通常最長2年間）されます。（トレーラ連結17m超は2年に延長）
全日本トラック協会	助成の優遇	<p>都道府県トラック協会の会員事業者に対する助成事業について、予算の範囲内で次の優遇措置が受けられます。</p> <p>①ドライバー等安全教育訓練促進助成制度 特別研修への受講料助成金の増額（通常7割⇒全額助成）</p> <p>②安全装置等導入促進助成事業 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器への1台につき、2分の1、上限2万円の助成</p> <p>③経営診断受診促進助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営診断助成金の増額（通常8万円⇒10万円）</li> <li>・経営改善相談助成金の増額（通常2万円⇒3万円）</li> </ul> <p>④自動点呼機器導入促進助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・導入台数上限の緩和（通常1事業者1台⇒1事業者2台）</li> <li>・助成額上限の増額（通常1台あたり上限10万円⇒2台分で上限20万円）</li> </ul>
損保会社等	保険料の割引	損害保険会社及び交通共済の一部では、運送保険等において独自の保険料割引を適用しています。

※最新の内容は全日本トラック協会のホームページでご確認下さい。

## 認定事業所数及び認定事業所の車両台数の推移



# 1. 申請から評価の決定まで

## 評価対象

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業所（営業所）を単位とします。  
（貨物軽自動車運送事業は評価の対象から除かれます。）

## 申請資格

申請基準日（2024年7月1日）現在で以下の事項の全てを満たす事業所とします。

### 申請資格要件

- ①事業開始後（運輸開始後）3年を経過していること。  
営業所が開設され、事業を開始してから3年を経過していること。
- ②配置する事業用自動車の数が5両以上であること。
- ③ a. 虚偽の申請、その他不正な手段等（以下、「不正申請等」という。）により申請の却下又は評価の取消しを受けた事業所にあつては、当該却下又は取消しに係る申請年度後2事業年度を経過していること。  
b. 不正申請等により認定の取消しを受けた事業所にあつては、取消し後2年を経過していること。
- ④認定証、認定マーク及び認定ステッカー等（以下、「認定証等」という。）の偽造もしくは変造又は不正な使用により是正勧告を受けた事業所にあつては、当該是正勧告の履行状況が確認され、及び偽変造等に係る認定証等の提出を受けた日後3年を経過していること。

※申請を受理した後に、上記①～④の各事項を満たさないことが確認された場合は、「評価中止」として評価が行われません。

## 申請方法

### 1. Web申請

全日本トラック協会ホームページの申請サイトから申請できます。

申請料：無料

申請受付期間：2024年7月1日（月）～同7月14日（日）

※ Web申請受付期間前に申請情報を入力し、保存した場合でも、申請受付期間内にあらためて申請ボタンを押下する必要があります。

【新規、更新A・C方式の申請について】（更新6回事業所の方は、更新A・C方式もWeb申請のみで申請できます。）

新規、更新A・C方式については、上記のWeb申請に加え、評価項目Ⅲ「安全性に対する取組の積極性」を挙証する資料の提出が必要となります。

**申請する事業所が所在する都道府県の地方実施機関の受付窓口へ下記の期間に持参して下さい。提出ができなければ申請は無効となります。十分ご注意ください。**

受付期間：2024年7月1日（月）～同7月12日（金）※土・日曜日は除く。

窓口受付時間については、地方実施機関にお問い合わせ下さい。

### <郵送による提出の注意事項>

簡易書留や信書便など荷物の追跡が可能な方法で、**地方実施機関（申請する事業所が所在する都道府県トラック協会）に2024年7月12日（金）までに必着**とします。（送付先はP.60）

### <窓口持参による受付の注意事項>

申請手続きは、申請事業所に所属する代表者又は担当者が行って下さい。本社、支社等による一括申請や、代理人等による申請手続きは、受付時における内容確認等に支障をきたす恐れがあることからご遠慮下さい。

**受付期間終了間近は、申請が集中して窓口が混雑しますので、早めの申請にご協力をお願いします。**

## 2. 紙媒体（複写式申請書）

原則として Web 申請としますが、どうしても Web 申請ができない場合に限り、複写式申請書での申請を受け付けます。（P.30 参照）

申請書の頒布開始日：2024 年 5 月 7 日（火）

頒布方法：申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関（各都道府県トラック協会）より入手して下さい。

※土・日・祝は除く

申請料：申請費実費 1,000 円（税込）

申請受付期間：2024 年 7 月 1 日（月）～同 7 月 12 日（金）※土・日曜日は除く。

窓口の受付時間については、地方実施機関にお問い合わせ下さい。

※原則として地方実施機関の窓口を持参して受付としますが、郵送を希望する場合には、郵送による提出は、**7 月 12 日（金）までに必着**とします。

### 申請の取下げ

評価の決定前であれば、申請を取下げることができます。所定の様式に必要事項を記入の上、申請を行った地方実施機関に提出して下さい。詳細については、申請を行った地方実施機関にお問い合わせ下さい。

※申請を取下げた場合であっても、申請書類は返却いたしません。

### 申請の却下等

認定までの間に不正申請等により評価を受けようとし又は評価を受けた事業所に対しては、その申請を却下し、又は評価の決定を取り消します。

### 評価の決定

申請事業所について、全国実施機関が 3 つの評価項目について評価基準に基づき点数化し、安全性評価委員会（下記注参照）への諮問、答申を経て評価を決定します。

#### 注：安全性評価委員会とは

安全性評価事業の厳正、公平性、透明性を確保するため、評価の決定をはじめ、事業実施に必要な事項について審議する。学識経験者、マスコミ関係者、労働組合関係者、荷主団体、一般消費者、国土交通省職員及び全国実施機関担当役員で構成する。

### 評価結果の通知

評価結果を各申請事業所に対して、2024 年 12 月中旬（予定）に郵送にて通知します。

評価結果の発表予定日は、2024 年 11 月下旬（予定）に全日本トラック協会ホームページにてご案内します。

## 2. 評価項目

評価項目Ⅰ.～Ⅲ.を点数化して評価を行います。

### Ⅰ. 安全性に対する法令の遵守状況（配点 40 点・基準点数 32 点）

#### ① 地方実施機関による巡回指導の結果（25 項目 40 点）

地方実施機関による下記対象期間の巡回指導の結果を用います。

**対象期間：2023 年 7 月 1 日～2024 年 10 月 31 日**

※申請時点で上記期間の巡回指導を受けていない事業所は、後日巡回指導を実施します。

※前年度申請の評価で当該項目の基準点数を満たさず認定されなかった事業所は、上記期間内に改めて巡回指導を実施します。

中 項 目	小 項 目	配点
1. 事業計画等	(1) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	1
2. 帳票類の整備、報告等	(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	1
	(2) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	1
	(3) 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	1
3. 運行管理等	(1) 運行管理規程が定められているか。	1
	(2) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	1
	(3) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	1
	(4) 過労防止を配慮した勤務時間・乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	3
	(5) 過積載による運送を行っていないか。	3
	(6) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	3
	(7) 乗務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か。	1
	(8) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	1
	(9) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1
	(10) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	3
	(11) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	2
	(12) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	2
4. 車両管理等	(1) 整備管理規程が定められているか。	1
	(2) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	1
	(3) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	1
	(4) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	3
5. 労基法等	(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	1
	(2) 36協定が締結され、届出されているか。	1
	(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）。	1
	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	3
6. 運輸安全マネジメント	(1) 運輸安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進めているか。	2
小 計		40

#### < 点数の計算方法 >

- ① 項目毎に、巡回指導結果が「適」の場合は加点し、「否」の場合は加点しません。なお、巡回指導後に改善されても加点しません。
- ② 事業所により該当しない項目がある場合、当該項目は加点します。
- ③ 巡回指導時に書類不備等により判定できなかった項目は加点しません。

### Ⅱ. 事故や違反の状況（配点 40 点・基準点数 21 点）

国土交通省から提供される下記対象期間の事故及び行政処分（累積点数）の実績を用います。

**対象期間：2024 年 11 月 30 日以前 3 年間（2021 年 12 月 1 日から 2024 年 11 月 30 日まで）**

中 項 目	小 項 目	配点
1. 事故の実績	2024 年 11 月 30 日から過去 3 年間に、事業所の事業用自動車が有責の第一当事者となる、自動車事故報告規則（国土交通省令）第 2 条各号に定める事故がないか。	20
2. 違反（行政処分）の実績	2024 年 11 月 30 日において、事業所に、貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の点数が付加されていないか。また、点数がある場合には、当該事業所に係る行政処分の累積点数は何点か。	20
小 計		40



### <点数の計算方法>

1. 事故の実績：上記に該当する有責の第一当事者となる事故がある場合は0点、無い場合は20点を加点します。

①有責となる第一当事者の事故がある場合は認定されません。

②運輸支局に自動車事故報告書を提出している場合は、その写しを必ず提出して下さい。

申請後に自動車事故報告書を提出した場合や提出もれが判明した場合は、速やかに全国実施機関にその写しを提出して下さい。

③当該事故に関して自動車事故報告書以外の過失の有無がわかる関連資料\*があれば、合わせて提出して下さい。

申請後に関連資料が確認された場合は、速やかに全国実施機関に提出して下さい。

#### ※過失の有無がわかる関連資料とは

当該事故に関し、以下のような参考資料がある場合はその写しを提出して下さい。

(参考例) ㉠保険会社発行の確定した過失割合等が記載された資料

㉡事故惹起者に対する裁判所・検察庁等が発行した不起訴処分等証明資料

㉢交通事故証明書

㉣事故惹起者に対する行政処分の状況が分かる直近の運転記録証明書等

㉤上記㉠～㉣の他に、当該事故の詳細を記した報告書・自認書・弁明書等

2. 違反（行政処分）の実績：累積点数が20点以上の場合は0点、20点未満の場合は、(20点) - (累積点数) で求めた得点を加点します。

## Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性（配点20点・基準点数12点）

下記対象時期における安全性に対する取組の積極性の実績を用います。4グループすべてから得点しなければなりません。（P.10参照）

**対象時期：2024年7月1日現在**

※2024年7月2日以降に実施されたものは認められません。

自認項目		配点
グループ1	運転者等の指導・教育（(1)～(4)から最低1項目・最大3項目選択 各3点計9点）	
	(1) 自社内独自の運転者研修等の実施（50%未満は1点）	3(1)
	(2) 外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣（選任運転者等以外は1点）	3(1)
	(3) 定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実態の把握に基づく指導の実施	3
	(4) 安全運行につながる省エネ運転の実施とその結果に基づく個別指導教育の実施	3
グループ2	輸送の安全に関する会議・QC活動の実施（(1)～(3)から最低1項目・最大2項目選択 各2点計4点）	
	(1) 事業所内での安全対策会議の定期的な実施	2
	(2) 事業所内での安全に関するQC活動の定期的な実施	2
	(3) 荷主企業、協力会社等との安全対策会議の定期的な実施	2
グループ3	法定基準を上回る対策の実施（(1)～(4)から最低1項目・最大2項目選択 各2点計4点）	
	(1) 特定運転者以外の運転者への計画的な適性診断（一般診断）の実施	2
	(2) 効果の高い健康起因事故防止対策（健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS）の実施	2
	(3) 車両の安全性を向上させる装置の装着（ドライブレコーダー、バックアイカメラは1点）	2(1)
	(4) ドライバー時間外労働時間短縮の取組の状況	2
グループ4	その他（(1)～(6)から最低1項目・最大3項目選択 各1点計3点）	
	(1) 健康起因事故防止に向けた取組（健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS以外）	1
	(2) 輸送に係る安全や環境に関する認証や認定の取得	1
	(3) 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受審 （上記(2)ISO等安全や環境に関する認証の取得から分離）	1
	(4) 過去3年間以内の行政、外部機関、トラック協会による輸送の安全に関する表彰の実績	1
	(5) リアルタイムGPS運行管理システムなどの先進的運行管理システムの導入	1
	(6) 自社内独自の無事故運転者表彰制度又は省エネ運転認定制度の活用	1

### <点数の計算方法>

申請時に提出された書類により、判断基準を満たした場合は加点します。（P.33～53参照）



## 法に基づく認可申請、届出、報告事項及び社会保険等の適正加入チェックシート

下表の項目の1つでも、「No」欄にチェックがある場合には認定されませんので、申請までの間に手続きを行って下さい。また、申請後に変更等が必要となる事由が生じた場合には速やかに所要の手続きを行って下さい。

### 法に基づく認可申請、届出、報告事項チェックシート

内 容	手続き	Yes	No
(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。 A. 主たる事務所の名称は正しく届出されているか。 B. 主たる事務所の位置は正しく届出されているか。 C. 営業所の名称は正しく届出されているか。 D. 営業所の位置は正しく許可又は認可を受けているか。(運輸局長が指定する区域内における位置変更の場合は、正しく届出されているか。)	事後届 " " 認可又は事後届	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。 A. 普通車、小型車、トラクタ、トレーラの種別とその数は、正しく届出されているか。	認可又は事前届	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。 A. 自動車車庫の位置は正しく許可又は認可を受けているか。 B. 自動車車庫の収容能力は正しく許可又は認可を受けているか。	認可 "	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力に変更はないか。 A. 休憩・睡眠施設の位置は正しく許可又は認可を受けているか。 B. 休憩・睡眠施設の収容能力は正しく許可又は認可を受けているか。	認可 "	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(5) 届出事項に変更はないか。(役員、社員、特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等) 【本社営業所に限る】 A. 事業者(本社)の名称や住所は正しく届出されているか。 B. 事業者(本社)の役員・社員は正しく届出されているか。	事後届 "	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(6) 自動車事故報告書を提出しているか。 A. 自動車事故報告書は、自動車事故報告規則に定められた事故が発生した場合、30日以内に提出されているか。	事後届	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 事業報告書、事業実績報告書を提出しているか。【本社営業所に限る】 A. 事業報告書は毎事業年度の経過後100日以内に提出されているか。 B. 事業実績報告書は毎年7月10日までに提出されているか。	事後届 "	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(8) 運行管理者の選任等について、届出されているか。 A. 運行管理者資格者証を有する者で、配置車両数に応じた必要な員数の運行管理者が選任され、正しく届出されているか。 B. 運行管理者の解任、変更について正しく届出されているか。	事後届 "	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(9) 整備管理者の選任等について、届出されているか。 A. 整備管理者資格を有する者が選任され、正しく届出されているか。 B. 整備管理者の解任、変更について正しく届出されているか。	事後届 "	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

### 社会保険等の適正加入チェックシート

内 容	事 項	Yes	No
(1) 労災保険、雇用保険に加入しているか。 A. 労働基準監督署に適用事業所として正しく届出されているか。 B. 法に定める従業員、パート・アルバイト等がもれなく加入しているか。 C. 雇用保険については、雇用者から所定の保険料が控除されているか。 D. 保険料を適切に労働基準監督署に納付しているか。	必 須 " " "	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
(2) 健康保険、厚生年金保険に加入しているか。 A. 健康保険について、年金事務所(協会けんぽ)又は健康保険組合(組合健保)に適用事業所として正しく届出されているか。 B. 厚生年金保険について、年金事務所に適用事業所として正しく届出されているか。 C. 法に定める従業員、パート・アルバイト等がもれなく加入しているか。 D. 雇用者から所定の保険料が控除されているか。 E. 保険料を適切に年金事務所又は健康保険組合に納付しているか。	必 須 " " " "	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

### 巡回指導における改善報告期限

巡回指導の際に、「法に基づく認可申請、届出、報告事項」及び「社会保険等の適正加入」のいずれかについて改善報告を求められた場合には、下記の改善報告期限内に改善報告がない場合は認定されません。

- ①申請基準日前の巡回指導→2024年7月末日まで(地方実施機関の最終営業日まで)
- ②申請基準日以後の巡回指導→巡回指導実施日から1ヶ月以内(最終日が土・日・祝日の場合は直前の平日まで)

# 3. 安全性優良事業所の認定等

## 安全性優良事業所の認定

認定要件①～④を全て満たす事業所を「安全性優良事業所」として認定します。

### 認定要件

- ①評価項目（100点）の評価点数の合計点が80点以上であること。
- ②各評価項目において下記の基準点数を満たしていること。
  - I. 安全性に対する法令の遵守状況 ..... 32点（配点40点）
  - II. 事故や違反の状況 ..... 21点（配点40点）
  - III. 安全性に対する取組の積極性 ..... 12点（配点20点）
    - ・自認項目グループ1. 運転者等の指導・教育 ..... 基準点数1点
    - ・自認項目グループ2. 輸送の安全に関する会議・QC活動の実施 ..... 基準点数2点
    - ・自認項目グループ3. 法定基準を上回る対策の実施 ..... 基準点数1点
    - ・自認項目グループ4. その他の取組み ..... 基準点数1点

※各グループから得点しなければなりません。
- ③法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること。  
該当する内容については、P.9をご参照下さい。
- ④社会保険等への加入が適正になされていること。  
該当する内容については、P.9をご参照下さい。

## 安全性優良事業所の有効期間

「安全性優良事業所」の認定の有効期間は、下記のとおりとします。

新規・更新の種別	現在の認定証番号	今回の認定による有効期間
新規認定事業所		2025年1月1日～2026年12月31日（2年間）
初回更新事業所	229****	2025年1月1日～2027年12月31日（3年間）
2回目更新事業所	219**** (1)	2025年1月1日～2028年12月31日（4年間）
3回目更新事業所	209**** (2)	
4回目更新事業所	209**** (3)	
5回目更新事業所	209**** (4)	
6回目更新事業所	209**** (5)	

※「現在の認定証番号」欄の「\*」は各事業所に割り振られた数字をさします。

## 安全性優良事業所の証し

- ①認定証を授与します。
- ②「安全性優良事業所」の認定マーク及び認定ステッカー並びに認定ワッペンについて、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る車両貼付等への使用を認定の有効期間内に限り認めます。
- ③全日本トラック協会のホームページ（<https://www.jta.or.jp/>）で事業所名・住所・電話番号を公表します。また、認定事業所からの希望により、主な輸送品目の掲載及び認定事業所（会社）のホームページへのリンクを行います。

ゴールドGマーク

Gマーク



認定証 サンプル

## 評価結果に対する弁明の機会

認定に至らなかった事業所において、認定要件を満たさなかった評価項目のうち、事故の実績において新たな事実が確認されたもの、取組の実績はあるが提出した書類に不備があり判断基準を満たさなかったものについて、別に定める基準に基づき弁明の機会を設けます。

## 4. 認定後の再評価及び失効、取消し等

### 再 評 価

認定の有効期間内において、次のいずれかの事実が確認された場合は、確認された評価事項の内容に基づき再評価を行います。

- ①「安全性に対する法令の遵守状況」についての新たな事実
- ②違反の実績について、車両停止以上の行政処分
- ③事故の実績について、再評価日から過去3年間に事業所の事業用自動車に有責の第一当事者となる、自動車事故報告規則第2条各号に規定する事故を引き起こしたこと

### 認 定 の 失 効

認定は、次のいずれかに該当する場合に失効します。

- ①有効期間が満了した場合
- ②有効期間内において、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業所でなくなった場合（同事業を休止した場合を含む。）
- ③安全性優良事業所の認定を自主返納した場合
- ④安全性優良事業所が認定を受けていない事業所と統合された場合

### 認定の自主返納

認定の有効期間内において、安全性優良事業所の認定を受けている事業所は、その認定の返納を申し出ることができます。認定の返納の申し出は、認定証等の返納申出書とともに当該認定に係る認定証を返納して下さい。

詳細は、全国実施機関又は所属する地方実施機関にお問い合わせ下さい。

自主返納を行わないで、認定の取消しを受けた場合は、下記のとおり公表となります。

### 認 定 の 取 消 し

認定の有効期間内において、次のいずれかに該当することとなった場合には、当該認定を取り消します。

認定の取消しを受けた事業所については、全日本トラック協会のホームページ等で公表します。

- ①不正申請等により、安全性優良事業所の認定を受けた事実が確認された場合  
(本項目により認定の取消しを受けた事業所については、取消し後2年間、本事業への申請はできません。)
- ② P.5「申請資格」①～④の各事項を満たしていないことが確認された場合
- ③再評価の結果、P.10「認定要件」①～②の評価点数の基準を満たさなくなった場合
- ④ a. 再評価の結果、認定を受ける前に貨物自動車運送事業法第17条第1項(過労運転の防止措置義務違反)又は同条第3項(過積載運送の引受け、指示等)を理由とする行政処分を受けていた事業所が、当該認定後に同じ内容を理由とする行政処分を受けたことが確認された場合  
b. 再評価の結果、認定後に貨物自動車運送事業法第17条第1項(過労運転の防止措置義務違反)又は同条第3項(過積載運送の引受け、指示等)に違反したことを理由とする行政処分を2度受けたことが確認された場合
- ⑤ P.10「認定要件」③～④の事項を満たさなくなったことが確認された場合
- ⑥認定証、認定マーク及び認定ステッカー並びに認定ワッペン等の偽変造等の不正な使用、認定を受けていない事業所への当該行為に関する教唆又は幫助を行った事実が認められ、その是正指導が履行されなかった場合

### 失効及び取消し後の認定証等の取扱い

認定の失効及び取消しを受けた事業所は、

- ①認定証を速やかに全国実施機関へ返納して下さい。(有効期間が満了した場合を除く。)
- ②認定マーク及び認定ステッカー並びに認定ワッペンについて、当該事業所の責任において、自主的に撤去・廃棄し、その使用を中止して下さい。

## 5. 申請の流れ

### 申請受付期間

Web 申請システムによる申請受付期間：2024年7月1日（月）～同7月14日（日）

### 書類提出期間

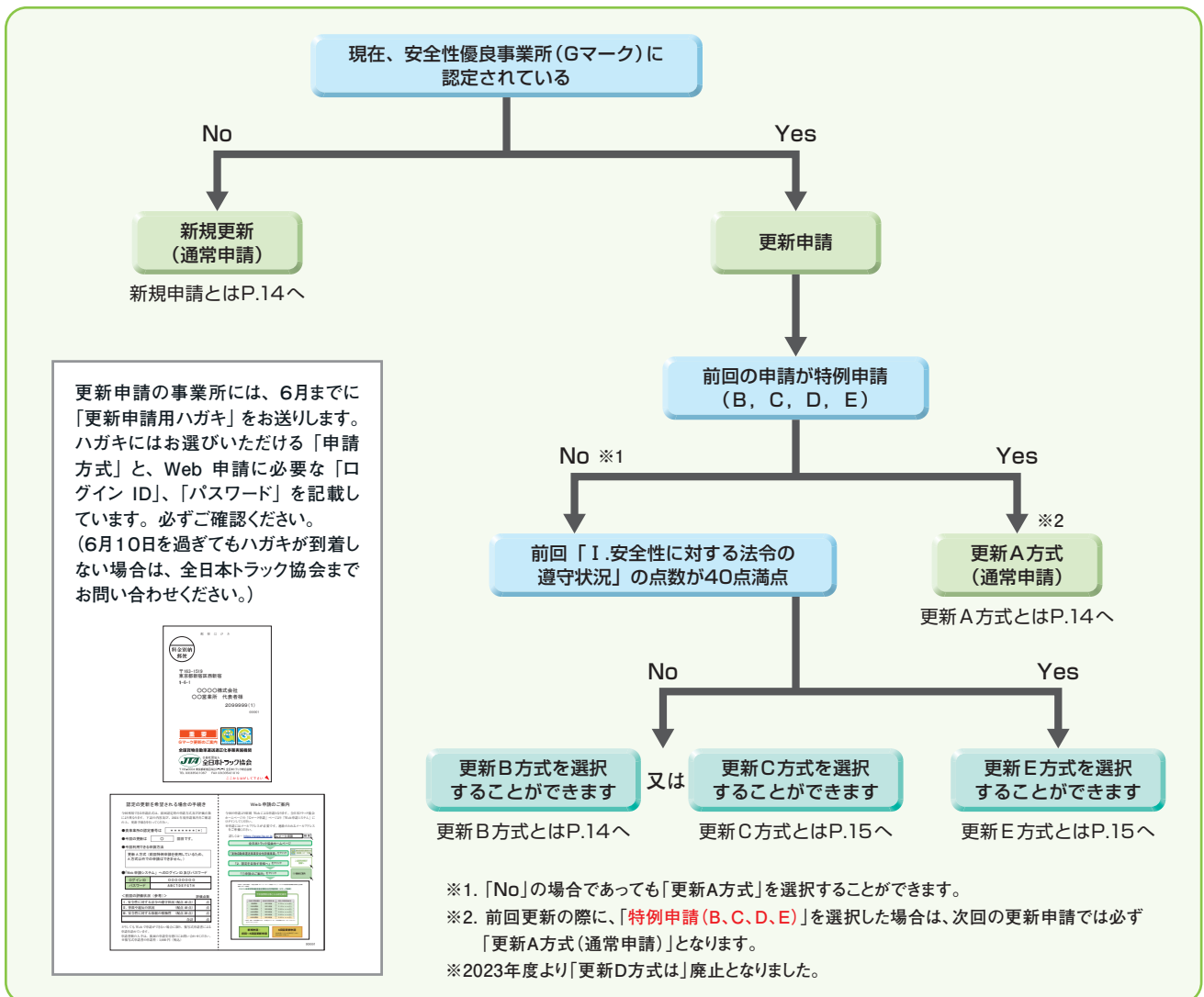
新規申請、初回更新～5回目更新のA・C申請の「Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性」を挙証する書類の提出期間：2024年7月1日（月）～同7月12日（金）

	新規申請	初回更新～5回目更新申請		6回目更新	
		A, C	B, E	A, C	B, E
①申請案内	5月上旬頒布 ●全日本トラック協会ホームページに掲載(PDF) ●冊子配布(各地方実施機関(都道府県トラック協会))				
②申請説明会	2024年5月14日(火) 13:30～16:00 ●地方実施機関へお問い合わせください。 アーカイブ 2024年6月3日(月)よりYouTubeで配信 (全日本トラック協会のホームページより視聴いただけます。)				
③Web申請システム稼働 (2024/6/3～2024/7/14)	2024年6月3日(月)より全日本トラック協会のホームページよりログインし、申請書・自認書を作成することができます。(P.16～29参照)				
	Web申請システムで申請書を作成する。				
	Web申請システムで安全性に対する取組の積極性の自認書を作成する。	Web申請システムで安全性に対する取組の積極性の自認書を作成する。	(作成の必要はありません。)	Web申請システムで安全性に対する取組の積極性の自認書を作成する。	(作成の必要はありません。)
④申請受付 (2024/7/1～2024/7/14)	一時保存				
	Web申請システムにログインし、一時保存したデータの内容を確認し「申請ボタン」を押す。				
	申請登録完了画面を確認し、「登録完了メール」を受信する。				
⑤資料の提出 (2024/7/12 締切)	申請登録完了画面で「印刷」ボタンを押し、「提出用」の「申請書」と「自認書」を印刷する。	申請登録完了画面で「印刷」ボタンを押し、「提出用」の「申請書」と「自認書」を印刷する。	(申請登録完了画面で「印刷」ボタンを押すと、「申請書」の控えをダウンロードすることができます。)	(申請登録完了画面で「印刷」ボタンを押すと、「申請書」と「自認書」の控えをダウンロードすることができます。)	(申請登録完了画面で「印刷」ボタンを押すと、「申請書」の控えをダウンロードすることができます。)
	Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性に係る資料を作成し、期限内に地方実施機関(都道府県トラック協会)窓口へ提出する。 (P.33～参照)	Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性に係る資料を作成し、期限内に地方実施機関(都道府県トラック協会)窓口へ提出する。 (P.33～参照)	(提出の必要はありません。)	(提出の必要はありません。)	(提出の必要はありません。)
⑥申請書の保管	地方実施機関は申請受付完了後、「受付完了メール」を送信します。 メールに記載されたURLから「申請書 控」等をダウンロードし、認定発表まで保管してください。				
⑦認定の発表 (2024年12月中旬)	全国実施機関より、評価結果を通知します。 「安全性優良事業所」に認定された事業所は全日本トラック協会のホームページにて公開します。				



## 6. 申請の種類

### 選択できる申請方式



### 更新手続の概要

1. 評価項目Ⅱ.「事故や違反の状況」については、更新を希望する全ての事業所を対象に新たに評価を行います。
2. 評価項目Ⅰ.「安全性に対する法令の遵守状況」およびⅢ.「安全性に対する取組の積極性」の2項目については、更新を希望する事業所において評価の希望の有無を選択できます。いずれかの項目について評価を希望しない場合は、前回の該当項目の評価点数を用います（以下「特例申請」という）。ただし、2回連続して特例申請を選択することはできません。

評価項目	更新申請の方式			
	A	B	C	E*
Ⅰ. 安全性に対する法令の遵守状況（配点40点／基準点数32点）	○	○	—	—
Ⅱ. 事故や違反（行政処分）の状況（配点40点／基準点数21点）	○	○	○	○
Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性（配点20点／基準点数12点）	○	—	○	—

○：新たに評価する項目　—：前回の評価点数を用いる項目

※更新E方式は、前回の申請が、新規申請または更新A方式であり、Ⅰ.「安全性に対する法令遵守状況」の点数が40点満点であった事業所のみ選択できる方式となります。

# 新規申請

## 通常申請

### A

#### I. 安全性に対する法令の遵守状況の評価及び Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性の評価を行う場合

- ①この申請方式は、全ての評価項目の評価する場合に選択します。
- ②I.「安全性に対する法令の遵守状況」のうち中項目1～6（P.7参照）は、地方実施機関の適正化事業指導員が巡回指導に伺い、各項目について確認します。
- ③巡回指導の際に、認定要件「法に基づく認可申請、届出、報告事項」及び「社会保険等の加入」のいずれかについて改善報告を求められた場合は、当該項目について速やかに手続きを行い、その結果を以下の期日までに地方実施機関に報告して下さい。なお、期限までに改善された報告がなければ認定されません。
  - a. 申請基準日以前の巡回指導→**2024年7月末日**まで（地方実施機関の最終営業日まで）
  - b. 申請基準日以降の巡回指導→**巡回指導実施日から1ヶ月以内**（最終日が土・日曜日、祝日の場合は直前の平日まで） ※申請基準日 2024年7月1日
- ④Ⅲ.「安全性に対する取組の積極性」は、自認事項を証する書類（取り組みを証明する添付資料）を申請の際に併せて提出して下さい。

#### 評価

I 安全性に対する法令の遵守状況（配点 40 点／基準点数 32 点）	今回の点数
II 事故や違反（行政処分）の状況（配点 40 点／基準点数 21 点）	今回の点数
Ⅲ 安全性に対する取組の積極性（配点 20 点／基準点数 12 点）	今回の点数
合計	点

# B

#### I. 安全性に対する法令の遵守状況の評価のみ 希望する場合

## 特例申請

- ①この申請方式は、2項目のうちI.「**安全性に対する法令の遵守状況**」のみ評価を希望する場合に選択します。
- ②I.「安全性に対する法令の遵守状況」のうち中項目1～6（P.7参照）は、地方実施機関の適正化事業指導員が巡回指導に伺い、各項目について確認します。
- ③巡回指導の際に、認定要件「法に基づく認可申請、届出、報告事項」及び「社会保険等の加入」のいずれかについて改善報告を求められた場合は、当該項目について速やかに手続きを行い、その結果を以下の期日までに地方実施機関に報告して下さい。なお、期限までに改善された報告がなければ認定されません。
  - a. 申請基準日以前の巡回指導→**2024年7月末日**まで（地方実施機関の最終営業日まで）
  - b. 申請基準日以降の巡回指導→**巡回指導実施日から1ヶ月以内**（最終日が土・日曜日、祝日の場合は直前の平日まで） ※申請基準日 2024年7月1日
- ④Ⅲ.「安全性に対する取組の積極性」については、前回の評価点数をそのまま利用しますので、申請の際に自認事項の書類を提出する必要はありません。

#### 評価

I. 安全性に対する法令の遵守状況（配点 40 点／基準点数 32 点）	今回の点数
II. 事故や違反（行政処分）の状況（配点 40 点／基準点数 21 点）	今回の点数
Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性（配点 20 点／基準点数 12 点）	前回の評価点数
合計	点



# C

## Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性の評価のみ希望する場合

特例申請

- ①この申請方式は、2項目のうちⅢ.「安全性に対する取組の積極性」のみ評価を希望する場合に選択します。
- ②Ⅲ.「安全性に対する取組の積極性」は、自認事項を証する書類（取り組みを証明する添付資料）を申請の際に併せて提出して下さい。
- ③Ⅰ.「安全性に対する法令の遵守状況」については、前回の評価点数をそのまま利用します。※ただし、前回認定後に、巡回指導が実施されている場合は、直近の巡回指導結果を今回の評価点数として用います。

### 評価

Ⅰ. 安全性に対する法令の遵守状況（配点 40 点／基準点数 32 点）	……………	（前回の評価点数）※
Ⅱ. 事故や違反（行政処分）の状況（配点 40 点／基準点数 21 点）	……………	今回の点数
Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性（配点 20 点／基準点数 12 点）	……………	今回の点数
合計		点

# E

前回の評価点数のうち、Ⅰ.「安全性に対する法令の遵守状況」の点数が 40 点満点であった場合で、

## 2 項目の評価は前回の評価点数をそのまま利用することを希望する場合

特例申請

- ①この申請方式は、Ⅰ.「安全性に対する法令の遵守状況」及びⅢ.「安全性に対する取組の積極性」の2項目とも前回の評価点数により評価を希望する場合に選択します。  
また、巡回指導を希望する事業所は地方実施機関にご相談下さい。
- ②2項目ともに前回の評価点数を利用します。※ただし、Ⅰ.「安全性に対する法令の遵守状況」について、前回認定後に、巡回指導が実施されている場合は、直近の巡回指導結果を今回の評価点数として用います。

### 評価

Ⅰ. 安全性に対する法令の遵守状況（配点 40 点／基準点数 32 点）	……………	（ 40 ） 点 ※
Ⅱ. 事故や違反（行政処分）の状況（配点 40 点／基準点数 21 点）	……………	今回の点数
Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性（配点 20 点／基準点数 12 点）	……………	前回の評価点数
合計		点

# 7. 申請方法

2023年度よりWeb申請システムにより、パソコンやスマートフォンから申請できるオンライン申請となりました。各申請方式（P.13 参照）により Web 申請システムの使い方が異なりますので、以下から各申請方式の申請の流れを確認してください。

なお、Web 申請システムの詳細については、全日本トラック協会のホームページよりダウンロードできるマニュアルで確認してください。（P.18 参照）

- Web 申請システムの表示のしかた（全ての方式） ..... P.16
- 新規申請のログイン～申請書作成について ..... P.18
- 更新申請のログイン～申請書作成について（全ての更新申請） ..... P.22
- 更新申請 B・E 方式の申請～申請受付完了について（更新 6 回目も含む） ..... P.25
- 新規申請、更新申請初回～5 回目 A・C 方式の  
「安全性に対する取組状況についての自認書」作成～申請受付完了について ..... P.26
- 更新申請 6 回目 A・C 方式の  
「安全性に対する取組状況についての自認書」作成～申請受付完了について ..... P.28

## Web 申請ページの表示のしかた

インターネット検索で「全日本トラック協会」を検索し、「全日本トラック協会のホームページ」を表示する。



公益社団法人 全日本トラック協会 Japan Trucking Association

HOME > ENGLISH

サイト内検索

全日本トラック協会の概要 | トラック輸送業界の概要 | 会員の皆様へ | **ドライバーの皆様へ** | 一般の皆様へ | 学生の皆様へ | こどものページ

会員の皆様へ

HOME > 会員の皆様へ > 適正化事業・Gマーク > Gマーク制度について > Gマーク認定を目指す皆様へ

Gマーク認定を目指す皆様へ

① 申請のご案内 | ② 認定によるインセンティブについて | ③ 認定事例集

お知らせ 「①申請のご案内」をクリック

公益社団法人 全日本トラック協会 Japan Trucking Association

HOME > ENGLISH

サイト内検索

全日本トラック協会の概要 | トラック輸送業界の概要 | 会員の皆様へ | **ドライバーの皆様へ** | 一般の皆様へ | 学生の皆様へ | こどものページ

会員の皆様へ

HOME > 会員の皆様へ > 適正化事業・Gマーク > Gマーク制度について > 2024年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）

2024年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）

今年度更新対象となる認定番号

今回の更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2022年度	229****
2回目更新	2021年度	219****(1)
3回目更新	2020年度	209****(2)
4回目更新	2020年度	209****(3)
5回目更新	2020年度	209****(4)
6回目更新	2020年度	209****(5)

※新規・初回～5回目更新の方は、下の緑色のバナーを、6回目更新の方は、オレンジ色のバナーをクリックして下さい。

新規申請・初回～5回目更新申請

6回目更新申請

Web申請システムで申請が完了します。資料の提出は不要です。

「新規申請・初回～5回目更新申請」は緑、「6回目更新申請」はオレンジをクリック

公益社団法人 全日本トラック協会 Japan Trucking Association

HOME > ENGLISH

サイト内検索

全日本トラック協会の概要 | トラック輸送業界の概要 | 会員の皆様へ | **ドライバーの皆様へ** | 一般の皆様へ | 学生の皆様へ | こどものページ

会員の皆様へ

HOME > 会員の皆様へ > 適正化事業・Gマーク > Gマーク制度について > 2024年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度） 新規申請・初回～5回目更新申請

2024年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度） 新規申請・初回～5回目更新申請

新規申請・初回～5回目更新申請

Web申請システム（6月3日より稼働）

申請案内 | 申請説明会 動画 (YouTube) | 資料作成の手引き (書式等ダウンロード) | Q & A (5月7日現在)

それぞれの画面で「Web申請システム」をクリック

公益社団法人 全日本トラック協会 Japan Trucking Association

HOME > ENGLISH

サイト内検索

全日本トラック協会の概要 | トラック輸送業界の概要 | 会員の皆様へ | **ドライバーの皆様へ** | 一般の皆様へ | 学生の皆様へ | こどものページ

会員の皆様へ > 適正化事業・Gマーク > Gマーク制度について > 2024年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度） 6回目更新申請

2024年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度） 6回目更新申請

6回目更新申請

Web申請システム（6月3日より稼働）

申請案内 | 申請説明会 動画 (YouTube) | Q & A (5月7日現在)

貨物自動車運送事業 安全性評価事業 申請書作成システム

申請事業所向けメインメニュー

「新規申請」は上のボタンを  
「更新申請」は下のボタンをクリック

- 入力マニュアル（新規申請用）
- 入力マニュアル（初回～5回目更新用）
- 入力マニュアル（6回目更新用）
- 入力マニュアル（設定確認・Q&A）
- 全日本トラック協会 Gマークページ

各申請方式別の「入力マニュアル」をダウンロードすることができます。

●申請書登録

安全性評価事業に初めて申請される場合はこちら  
「新規申請用」Gマーク申請書 登録

安全性評価事業の認定を取得しており、更新を希望される場合はこちら  
「更新申請用」Gマーク申請書 登録

更新申請は P.22 へ進む

貨物自動車運送事業安全性評価事業 Web申請システム 入力マニュアル [新規申請]

貨物自動車運送事業安全性評価事業 Web申請システム 入力マニュアル [更新申請(初回更新)]

貨物自動車運送事業安全性評価事業 Web申請システム 入力マニュアル [更新申請(6回目更新)]

新規申請のログイン～申請書作成について

貨物自動車運送事業 安全性評価事業 申請書作成システム

申請事業所向けメインメニュー

- 入力マニュアル（新規申請用）
- 入力マニュアル（初回～5回目更新用）
- 入力マニュアル（6回目更新用）
- 入力マニュアル（設定確認・Q&A）
- 全日本トラック協会 Gマークページ

「新規申請」は上のボタンをクリック

安全性評価事業に初めて申請される場合はこちら  
「新規申請用」Gマーク申請書 登録

安全性評価事業の認定を取得しており、更新を希望される場合はこちら  
「更新申請用」Gマーク申請書 登録

新規申請用 安全性評価申請書 入力

1. メールアドレス入力 ⇒ 2. メールアドレス認証 ⇒ 3. 安全性評価申請書 ⇒ 4. 安全性に対する取組状況 ⇒ 5. 登録完了・印刷

[申請事業所(営業所)]

- ①事業者番号項目へ、事業者番号を入力してください。
- ②事業者名の項目へ、事業者の名称を入力してください。
- ③営業所在地項目へ、営業所の所在地を選択してください。
- ④「検索する」ボタンを押下してください。  
事業所(営業所)一覧が表示されます。

- ・12桁の「事業者番号」
- ・支局に届け出ている事業者名(株式会社等、法人格は除く)を全角で入力し、
- ・「営業所所在地」▼を押して申請する営業所の所在地を選択して下さい。

事業者番号(半角数字12桁) 09 (入力10桁)(先頭の"09"は不要です)  
わからない場合は、地方実施機関におたずねの上入力してください。

事業者名 (株)や(有)は入力しないでください。  
入力例) 桜運送株式会社 → 桜運送  
全角で入力してください

営業所所在地 ▼選んでください  
営業所所在地を管轄する運輸支局等を選択してください。

検索

メインメニューに戻る

貨物自動車運送事業 安全性評価事業 申請書作成システム

新規申請用 安全性評価申請書 入力

営業所一覧

申請する事業所(営業所)名をチェックし、「選択する」ボタンを押下してください。  
 新規申請用入力画面が表示されます。  
 ※申請する事業所毎に登録を行ってください。  
 ※1つの事業所に対して複数の申請登録はできません。

件数:2件

番号	名称	電話番号	事業種	状態	住所
09*****	有限会社桜運送	01201234567	一般・特積・利用	営業	事業者住所
<input checked="" type="radio"/> 00001	本社営業所		一般・特積・利用	営業	〇〇県△△市××町1-1-1
<input type="radio"/> 00002	営業支店		一般・特積・利用	営業	〇〇県□□市××区●●2-2

選択する  
戻る

複数の事業所を申請する場合は、事業所ごとに、この手続きを繰り返し行って下さい。

選択する事業所のボタンをチェックします。

複数事業所が表示される場合は、申請する事業所のボタンをチェックし、「選択する」を押して下さい。

貨物自動車運送事業 安全性評価事業 申請書作成システム

新規申請用 安全性評価申請書 入力

1.メールアドレス入力 ⇒ 2.メールアドレス認証 ⇒ 3.安全性評価申請書 ⇒ 4.安全性に対する取組状況 ⇒ 5.登録完了・印刷

【メールアドレス入力】

①申請に関する各種通知を受け取る際に使用するメールアドレスを入力してください。  
 ②入力が完了しましたら「メールアドレスを送る」ボタンを押下してください。  
 ・メールアドレス認証画面へ遷移します。  
 ・入力したメールアドレスを確認するため「認証番号」を記載したメールが送信されます。  
 ・メールに記載された「認証番号」を遷移先画面の「認証番号」欄に入力し「入力」ボタンを押下してください。

※ドメイン名が「ita.or.jp」のメールアドレス受信拒否設定に含まれていないかご確認ください。  
 ※登録可能なメールアドレスがない場合は「メールアドレスを登録しない」ボタンを押下してください。  
 ※「メインメニューに戻る」を押下すると入力した内容は破棄され、メニュー画面に戻ります。

メールアドレス (半角英数字)

メールアドレスを送る

メールアドレス入力画面が表示されるので、メールアドレスを入力し、「メールアドレスを送る」を押して下さい。

メールアドレスを登録しない場合について【注意事項】

- メールアドレスは今後、地方実施機関からのお知らせなど、連絡に使用します。
- また、地方実施機関が受付を完了した際には「受付完了のお知らせ」をメールでお送りし「受付確認」がダウンロードできるようになりますので、原則、メールアドレスの登録をお願いします。
- メールアドレスの登録はスマートフォンのメールアドレスも可能です。
- もし、どうしてもメールアドレスを登録できない場合は、連絡に時間がかかりますことをご了承下さい。

上記を了承される場合は、以下チェックボックスにチェックをつけた上で「メールアドレスを登録しない」ボタンを押下してください。

上記注意事項を確認し、了承します。

メールアドレスを登録しない

どうしてもメールアドレスが入力できない場合は、【注意事項】をよく読み、「上記の注意事項を確認、了承します。」にチェックし、「メールアドレスを登録しない」を押して下さい。



確認用のメールを送信しました。

【メールアドレス認証】

mailaddress@example.comに認証番号を送信しました。  
1時間以内にメール記載の認証番号を入力してください。

※ドメイン名が「jta.or.jp」のメールアドレス受信拒否設定に含まれていないかご確認ください。  
※「メインメニューに戻る」を押下すると入力した内容は破棄され、メニュー画面に戻ります。

認証番号 (半角数字6桁)

メールアドレスを送ると「確認用のメール」が届く。メールに記載された「認証番号」を入力し、「入力」を押す。  
認証番号が分からなくなった場合は「認証番号を再送する」を押す。  
確認用のメールが届かない場合はメールアドレスを確認し、必要に応じ、再度入力する等して下さい。

貨物自動車運送事業 安全性評価事業 Web申請システム

新規申請用 安全性評価申請書 入力

1. メールアドレス入力 ⇒ 2. 安全性評価申請書 ⇒ 3. 安全性に対する取組状況 ⇒ 4. 登録完了・印刷

①各情報を入力してください。  
②入力が完了したら「次へ」ボタンを押下してください。  
安全性に対する取組状況の入力画面を表示されます。  
※「一時保存」ボタンを押下すると入力した内容が保存され、一時保存データの印刷ができます。  
次回入力時は入力した内容が表示されます。  
※「メインメニューに戻る」ボタンを押下すると入力した内容は破棄され、メニュー画面に戻ります。

最終更新日	2024年07月03日
最終更新者	有限会社桜運送

【申請事業所(営業所)】

受付番号	0000147749
申請年月日	2024年07月03日
事業者番号	091120000000
事業者名 (全角)	<p>届出されている事業者名が表示されています。 直近で変更されている場合、データ反映が遅れていることがありますので、その場合は訂正ありのチェックボックスにチェックをつけ、訂正内容欄に正しい内容を入力してください。</p> <input type="text" value="有限会社桜運送"/> <p><input checked="" type="checkbox"/> 訂正あり 訂正内容: <input type="text" value="株式会社桜運送"/></p>
事業者名フリガナ (全角カナ)	<p>届出されている事業者名フリガナが表示されています。 直近で変更されている場合、データ反映が遅れていることがありますので、その場合は訂正ありのチェックボックスにチェックをつけ、訂正内容欄に正しい内容を入力してください。</p> <input type="text" value="ユウゲンガイシャサクラ"/>

申請書作成画面が表示される。  
申請事業所の情報を確認、入力する。  
文字は全角、数字は半角で入力する。



【自動車事故報告書の提出】

●無 ○有 年月日

※2021年12月1日から2024年11月30日までの3年間に発生した事故に係る事故報告書をアップロードしてください。  
 ※PDFファイルをアップロードしてください。(ファイル上限：20MB)  
 ※複数ファイルのアップロードが可能です。  
 ※本システムでは、アップロードされたファイルに対してウイルスチェックを行っています。ウイルスが検出された場合は、地方実施機関より連絡します。

2021年12月1日以降に発生した事故に係る自動車事故報告書の運輸支局等への提出について

添付(アップロード)ができない場合は、チェックしてください。  
 ※アップロードができない場合は、地方実施機関に提出または郵送が必要です。

【貨物自動車運送事業者(本社)】

事業者名※	有限会社桜運送
事業者名フリガナ	ユウゲンガイシャサクラウンソウ
事業者の代表者 氏名※	桜 一郎
事業者の代表者 氏名フリガナ (全角カナ)	サクラ イチロウ
本申請に係る本社担当部署名※	総務部
本申請に係る本社担当の電話番号 (半角数字)※	012 - 345 - 6789
本社所在地※	〇〇県△△市××町1-1-1
本社所在地フリガナ (全角カナ)	〇〇ケン△△シ××チョウ1-1-1
貨物自動車運送事業の種類	一般/利用

「一時保存」せずに「メインメニューに戻る」を押すと、入力内容が保存されない状態でメニュー画面に戻ってしまうので、ご注意ください。

画面をスクロールしながら確認、入力し、下まで行ったら「次へ」を押す。「一時保存」を押すと保存ができ、現在の内容を印刷することができます。(「一時保存」で印刷した申請書は、実際の申請には使用できません。)

**P.26 ~へ進む**  
 ※「安全性に対する取組状況についての自認書」の提出が必要です。

「一時保存」すると、再度ログインした際に保存した内容が表示されます。再度ログインする場合は、P.18からの手順で行ってください。(メールアドレスの入力画面は省略されます。)

※メールアドレスの変更はできません。メールアドレスが変更となった場合は、申請書類作成画面の「連絡先メールアドレス(予備)」に新しいメールアドレスを入力してください。

連絡先メールアドレス	<input type="text"/>
連絡先メールアドレス(予備)	<input type="text"/>

## 更新申請のログイン～申請書作成について

貨物自動車運送事業 安全性評価事業 申請書作成システム

申請事業所向けメインメニュー

- 入力マニュアル (新規申請用)
- 入力マニュアル (初回～5 回目更新用)
- 入力マニュアル (6 回目更新用)
- 入力マニュアル (設定確認・Q&A)
- 全日本トラック協会 Gマークページ

●申請書登録

安全性評価事業に初めて申請される場合はこちら

安全性評価事業に初めて申請された後、更新希望される場合はこちら

「更新申請」は下のボタンをクリック

貨物自動車運送事業 安全性評価事業 申請書作成システム

更新申請用 安全性評価申請書 入力

更新の案内ハガキ(4月中旬送付)に記載されている「ログインID」「パスワード」を入力し、認証ボタンを押下してください。

ログインID

パスワード

「Gマーク申請のご案内」ハガキに記載の「ログインID」と「パスワード」を入力し、「認証」をクリック

### 認定の更新を希望される場合の手続き

今回利用できる申請方法は、前回認定時の申請方式及び評価点数により異なります。下記の内容及び、2024年度申請案内をご確認の上、更新手続きを行ってください。

●貴事業所の認定番号は

●今回の更新は  回目です。

●今回利用できる申請方法

更新 A 方式 (前回特例申請を使用しているため、A 方式以外での申請はできません。)

●「Web 申請システム」へのログインID 及びパスワード

ログインID

パスワード

<前回の評価状況 (参考)>

	評価点数
I. 安全性に対する法令の遵守状況 (配点 40 点)	点
II. 事故や違反の状況 (配点 40 点)	点
III. 安全性に対する取組の積極性 (配点 20 点)	点
合計	点

どうしても Web で申請できない場合に限り、複写式申請書による申請を認めています。  
 申請書類の入手は、裏面の申請受付窓口にお問い合わせください。  
 ※複写式申請書の申請料：1,000 円 (税込)

### Web 申請のご案内

今回の申請より原則 Web による申請となります。全日本トラック協会ホームページの「Gマーク申請」ページより「Web 申請システム」にログインしてください。  
 ※申請にはメールアドレスが必要で、連絡のとれるメールアドレスをご準備ください。

詳しくは… <https://www.jta.or.jp>

2024年度貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク制度)

今年度更新対象となる認定番号

今年度の更新種別	前回の申請年度	現在の認定評価値
新規更新	2023年度	2.0 ~ 4.0 (1) (2)
2 回目更新	2023年度	2.0 ~ 4.0 (1) (2)
3 回目更新	2023年度	2.0 ~ 4.0 (1) (2)
4 回目更新	2023年度	2.0 ~ 4.0 (1) (2)
5 回目更新	2023年度	2.0 ~ 4.0 (1) (2)
6 回目更新	2023年度	2.0 ~ 4.0 (1) (2)

新規申請・初回～5回目更新申請  
 6回目更新申請

ログインID

パスワード

※パスワードには、英文字の「I (アイ)」「O (オー)」は使用していません。

更新申請用 安全性評価申請書 入力

1. メールアドレス入力 ⇒ 2. メールアドレス認証 ⇒ 3. 安全性評価申請書 ⇒ 4. 安全性に対する取組状況 ⇒ 5. 登録完了・印刷

【メールアドレス入力】

- ①申請に関する各種通知を受け取る際に使用するメールアドレスを入力してください。
- ②入力が完了したら「メールアドレスの登録を開始する」ボタンを押下してください。
  - ・メールアドレス認証画面へ遷移します。
  - ・入力したメールアドレスを確認するための「認証番号」を記載したメールが送信されます。メールに記載された「認証番号」を遷移先画面の「認証番号」欄に入力し「入力」ボタンを押下してください。

※ドメイン名が「ja.or.jp」のメールアドレス受信拒否設定に含まれていないかご確認ください。  
 ※登録可能なメールアドレスがない場合は「メールアドレスを登録しない」ボタンを押下してください。  
 ※「メインメニューに戻る」を押下すると入力した内容は破棄され、メニュー画面に戻ります。

メールアドレス (半角英数字)

メールアドレスの登録を開始する

メールアドレス入力画面が表示されるので、メールアドレスを入力し、「メールアドレスを送る」を押して下さい。

メールアドレスを登録しない場合について【注意事項】

- ・メールアドレスは今後、地方実施機関からのお知らせなど、連絡に使用します。
- ・また、地方実施機関が受付を完了した際には「受付完了のお知らせ」をメールでお送り、「受付済 控」がダウンロードできるようになりますので、原則、メールアドレスの登録をお断り致します。
- ・メールアドレスの登録はスマートフォンのメールアドレスも可能です。
- ・もし、どうしてもメールアドレスを登録できない場合は、連絡に時間がかかりますことをご了承下さい。

上記を了承される場合は、以下チェックボックスにチェックをつけた上で「メールアドレスを登録しない」ボタンを押下してください。

上記注意事項を確認し、了承します。

メールアドレスを登録しない

どうしてもメールアドレスが入力できない場合は、【注意事項】をよく読み、「上記の注意事項を確認、了承します。」にチェックし、「メールアドレスを登録しない」を押して下さい。

更新申請用 安全性評価申請書 入力

1. メールアドレス入力 ⇒ 2. メールアドレス認証 ⇒ 3. 安全性評価申請書 ⇒ 4. 安全性に対する取組状況 ⇒ 5. 登録完了・印刷

確認用のメールを送信しました。

【メールアドレス認証】

meiladdress@example.com に認証番号を送信しました。  
 18時間以内にご入力ください。

※ドメイン名が「ja.or.jp」のメールアドレス受信拒否設定に含まれていないかご確認ください。  
 ※「メインメニューに戻る」を押下すると入力した内容は破棄され、メニュー画面に戻ります。

認証番号 (半角数字6桁)

入力

認証番号を再送する

メインメニューに戻る

メールアドレスを送ると「確認用のメール」が届く。メールに記載された認証番号を入力し、「入力」を押す。  
 認証番号が分からなくなった場合は「認証番号を再送する」を押す。  
 確認用のメールが届かない場合はメールアドレスを確認し、必要に応じ、再度入力する等して下さい。



更新申請用 安全性評価申請書 入力

1. 安全性評価申請書 ⇒ 2. 安全性に対する取組状況 ⇒ 3. 登録完了・印刷・受付

①各情報を入力してください。  
 ②入力完了したら「次へ」ボタンを押下してください。  
 安全性に対する取組状況の入力画面を表示されます。  
 (B方式、E方式での申請の場合は、「次へ」ボタンは表示されません。「一時保存」ボタンを押下7月1日以降に「申請」ボタンを押下してください。)  
 ※「一時保存」ボタンを押下すると入力した内容が保存され、一時保存データの印刷ができてから次回入力時は入力した内容が表示されます。  
 ※「メインメニューに戻る」ボタンを押下すると入力した内容は破棄され、メニュー画面に戻ります。

最終更新日	2024年07月03日
最終更新者	有限会社桜運送
4月1日現在の認定番号	0143536-(1)
前回の申請方式	選択方式(E)
評価の希望の有無	法令の遵守状況 <input checked="" type="radio"/> 希望する <input type="radio"/> 希望しない
	安全性に対する取組の積極性 <input checked="" type="radio"/> 希望する <input type="radio"/> 希望しない
選択方式	<input checked="" type="radio"/> 通常申請(A) <input type="radio"/> 選択方式(B) <input type="radio"/> 選択方式(C) <input type="radio"/> 選択方式(E)

【申請事業所(営業所)】

受付番号	0000143536
申請年月日	2024年07月03日
事業者番号	091120000000

【貨物自動車運送事業者(本社)】

事業者名*	有限会社桜運送
事業者名フリガナ	ユウゲンガイシャサクラウンソウ
事業者の代表者 氏名*	桜 一郎
事業者の代表者 氏名フリガナ (全角カナ)	サクラ イチロウ
本申請に係る本社担当部署名*	総務部
本申請に係る本社担当の電話番号 (半角数字)*	012 - 345 - 6789
本社所在地*	〇〇県△△市××町1-1-1
本社所在地フリガナ (全角カナ)	〇〇ケン△△シ××チョウ1-1-1
貨物自動車運送事業の種類	一般/利用

【A・C方式】

一時保存

**次へ**

メインメニューに戻る

選択方式は「Gマーク申請のご案内」ハガキに記載された方式から選ぶ。

評価項目	希望する			
法令の遵守状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
安全性に対する取組の積極性	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
選択方式	A	B	C	E

希望する・しないの組み合わせで選択方式が切り替わります。

申請書作成画面が表示される。申請事業所の情報を確認、入力する。文字は全角、数字は半角で入力する。

画面をスクロールしながら確認、入力し、下まで行ったら「次へ」を押す。「一時保存」を押すと保存ができる。次の画面から現在保存している内容を印刷することができます。(「一時保存」で印刷した申請書は、実際の申請には使用できません。)

【A・C方式】は P.28 へ進む

※「安全性に対する取組状況についての自認書」の作成が必要です。

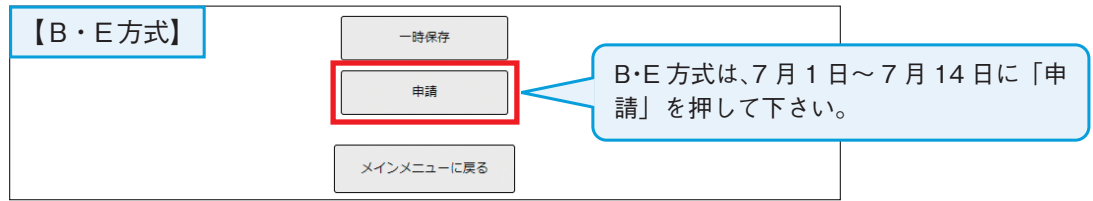
【B・E方式】は P.25 へ進む

「一時保存」すると、再度ログインした際に保存した内容が表示されます。再度ログインする場合は、P.22 からの手順で行ってください。(メールアドレスの入力画面は省略されます。)

※メールアドレスの変更はできません。メールアドレスが変更となった場合は、申請書類作成画面の「連絡先メールアドレス (予備)」に新しいメールアドレスを入力してください。

連絡先メールアドレス	<input type="text"/>
連絡先メールアドレス(予備)	<input type="text"/>

## 更新申請 B・E 方式の申請～受付完了について



事前に作成し、一時保存している場合は、7月1日（月）～7月14日（日）に必ず「申請」ボタンを押してください。「申請」ボタンを押すと、申請登録完了となります。



申請登録が完了すると、登録完了メール(自動配信メール)が届きます。必ず確認してください。地方実施機関で申請書類を確認すると、申請受付が完了します。「受付完了メール」が届きますので、必ず確認し、メールに記載された URL から「申請書 控」をダウンロードしてください。ダウンロードした「申請書 控」は、認定発表（12月中旬）まで大切に保管してください。

更新申請 B・E 方式の申請手続きはこれで完了です。



新規申請・更新申請 初回～5回目 A・C方式の  
「安全性に対する取組状況についての自認書」の作成～申請受付完了について

新規申請



貨物自動車運送事業 安全性評価事業 申請書作成システム

新規申請用 安全性評価申請書 入力

1. メールアドレス入力 ⇒ 2. メールアドレス認証 ⇒ 3. 安全性評価申請書 ⇒ 4. 安全性に対する取組状況 ⇒ 5. 登録完了・印刷

【安全性に対する取組状況についての自認書】

①「選択項目数」の範囲内で「自認する項目」にチェックを入れてください。  
 ②提出する「自認事項を証する書類名」にチェックを入れてください。  
 (追加資料がある場合は、入力欄のチェックを入れて追加資料の書類名を入力してください。)  
 ③入力が完了したら「申請」ボタンを押下してください。  
 登録完了・印刷画面に遷移します。  
 ※申請期間は07/01～07/14です。  
 申請期間は「一時保存」ボタンを押下し、入力内容の保存をお願いします。  
 申請期間になりましたら、保存した入力内容をご確認のうえ「申請」ボタンの押下をお願いします。  
 ※「一時保存」ボタンを押下すると入力した内容が保存され、一時保存データの印刷ができます。  
 次回入力時は入力した内容が表示されます。  
 ※「メインメニューに戻る」を押下すると入力した内容は破棄され、メニュー画面に戻ります。

最終更新日	最終更新者

1. 運転者等の指導・教育の実施している  
 選択項目数: 最大3項目・最低1項目 配点: 1項目3点 3項目9点 9項目の場合は最大9点

自認項目	自認事項を証する書類等名	資料No.
<input type="checkbox"/> (1) 自社内独自の運転者研修等の実施	<input type="checkbox"/> 研修終了証等(研修実施記録、研修報告書)及び研修資料 I-1 <input type="checkbox"/> 添乗指導票(管理者のコメントのあるもの) I-1 <input type="checkbox"/> 追加資料がある場合は、この枠を使用してください I-1	
<input type="checkbox"/> (2) 外部研修への運転者等の派遣	<input type="checkbox"/> 研修終了証等(研修実施記録、研修報告書)及び研修資料 I-2 <input type="checkbox"/> 追加資料がある場合は、この枠を使用してください I-2 <input type="checkbox"/> 追加資料がある場合は、この枠を使用してください I-2	

添付する資料をチェックする。

更新申請 初回～5回目 A・C方式

選択する項目をチェックする。  
 最大選択項目数を満たすと、選べない項目はグレーになる。選びたい場合は、すでに選択している項目のチェックをはずす。

※申請期間(07/01～07/14)のみ申請可能です。

事前に作成し、一時保存している場合は、7月1日以降、必ず「申請」を押してください。下記の画面が表示されます。

※評価項目Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性を挙証する資料の提出が必要です。資料は、7月12日(金)までに地方実施機関(都道府県トラック協会)の窓口へ提出してください。(土日を除く。受付時間は各実施機関にお問い合わせください。)

※郵送する場合は、7月12日(金)地方実施機関 必着です。(郵送の受付をおこなっているかどうかは、各実施機関にお問い合わせください。)

安全認定 貨物自動車運送事業 安全性評価事業 申請書作成システム

申請登録完了

1. メールアドレス入力 ⇒ 2. メールアドレス認証 ⇒ 3. 安全性評価申請書 ⇒ 4. 安全性に対する取組状況 ⇒ 5. 登録完了・印刷

確認用のメールを送信しました。

安全性評価申請書の申請を登録しました。

「印刷」ボタンを押下すると、「申請書」、「安全性に対する取組状況についての自認書」がPDFで表示され、印刷することができます。

なお、本システムで登録しても申請終了とはなりません。  
下記の「印刷」ボタンから「申請書」、「安全性に対する取組状況についての自認書」必ず印刷し、「自認事項に係るチェックリスト」、「安全性に対する取組状況の自認事項を証する書類」に添えて、貴営業所を管轄する地方適正化実施機関（地方トラック協会）に提出してしてください。

※「自認事項に係るチェックリスト」は、全日本トラック協会のホームページからダウンロードし、作成することができます。  
※ 地方実施機関への提出について、窓口への提出は、7月1日～7月12日（土日を除く）  
郵送の場合は、7月12日 必着

※ 印刷(PDF出力)が上手くいかない場合は、下の「設定確認マニュアル」ボタンを押下し、設定の確認を行ってください。

から登録作業を行うことで、登録内容の修正が出来ます。

印刷 設定確認マニュアル

メインメニューに戻る

申請登録が完了すると、提出用の「申請書」と「自認書」が印刷できます。必ず印刷し、挙証資料を添えて地方実施機関の窓口へ提出して下さい。

申請登録が完了すると、登録完了メール(自動配信メール)が届きます。必ず確認してください。「提出用」の申請書と自認書を印刷し、評価項目Ⅲ、「安全性に対する取組の積極性の挙証資料」に添付して地方実施機関の窓口へ提出してください。

資料の綴じ方(ファイル)は P.54 へ

【新規申請の提出用 申請書・自認書】

新規申請用 提出用 (第1号様式)

※書類の提出が必要な場合は本書類を添付してください。  
※受付完了後に受付済証をダウンロードできます。

申請年月日 (西暦) 2024年7月1日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 殿

事業者名 桜運送株式会社  
事業所(営業所)名 本社営業所  
代表者の氏名及び氏名 桜一郎

安全性評価申請書

当事業所(営業所)は、貴機関が行う2023年度貨物自動車運送事業安全性評価事業による安全性評価を受賞し、ここに必要書類等を添えて申請します。  
なお、申請に当たり、当事業所(営業所)は、下記のとおり、必要な資格要件を満たしていることを申告します。  
また、当事業所(営業所)は、貴機関が安全性評価事業を行うに際して、当事業所(営業所)の行政

新規申請用 提出用 (第2号様式)

※「安全性に対する取組状況」を証明する書類に本書を添付してください。

申請年月日 (西暦) 2024年7月1日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 殿

事業者名 桜運送株式会社  
事業所(営業所)名 本社営業所  
事業所(営業所)所在地

安全性に対する取組状況についての自認書

本年7月1日現在における当事業所の安全性に対する取組状況については、下記のとおりです。

自認項目	自認事項を定する書類等名	資料No.
1. (1) 自社内独自の運転者研修等の実施	研修修了証等(研修実施記録、研修報告書)及び研修資料	1-1
1. (2) 外部研修への運転者等の派遣	研修修了証等(研修実施記録、研修報告書)及び研修資料	1-2

【更新申請の提出用 申請書・自認書】

更新申請用 提出用 (第4号様式)

※書類の提出が必要な場合は本書類を添付してください。  
※受付完了後に受付済証をダウンロードできます。

7月1日現在の届出番号

更新年月日 (西暦) 2024年7月1日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 殿

事業者名 桜運送株式会社  
事業所(営業所)名 新設営業所  
代表者の氏名及び氏名 桜一郎

安全性評価申請書(更新)

本年7月1日現在における当事業所の安全性に対する取組状況については、下記のとおりです。

自認項目	自認事項を定する書類等名	資料No.
1. (1) 自社内独自の運転者研修等の実施	研修修了証等(研修実施記録、研修報告書)及び研修資料 添付指導票(管理者のコメントのあるもの)	1-1
1. (2) 外部研修への運転者等の派遣	研修修了証等(研修実施記録、研修報告書)及び研修資料	1-2

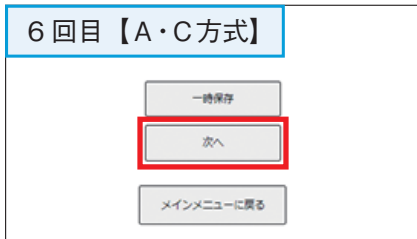
【提出期限】 7月1日（月）～7月12日（金）（時間は各地方実施機関にお問い合わせください。）  
 郵送の場合は7月12日（金）地方実施機関 必着  
 （郵送の受付を行っているかどうかは、各地方実施機関にお問い合わせください。）  
 【提出先】 申請する事業所が所在している地方実施機関（都道府県トラック協会）



地方実施機関で申請書類を確認すると、申請受付が完了します。「受付完了メール」が届きますので、必ず確認し、メールに記載された URL から「申請書 控」をダウンロードしてください。ダウンロードした「申請書 控」は、認定発表（12月中旬）まで大切に保管してください。

新規申請・更新申請初回～5回目 A・C方式の申請手続きはこれで完了です。

### 更新申請 6回目 A・C方式の「安全性に対する取組状況についての自認書」の作成～申請受付完了について



The screenshot shows the '安全性評価申請書 入力' (Safety Evaluation Application Form) interface. The '安全性に対する取組状況' (Safety Measures) section is highlighted. It contains a list of items to be checked or selected, with a '3点' (3 points) score indicated. A callout box explains that all items must be input for automatic calculation of scores.

【安全性に対する取組状況についての自認書】  
 ①自認する項目にチェックを入れ、必要事項を入力してください。  
 ②入力が完了したら「申請」ボタンを押下してください。  
 申請完了画面に移ります。  
 ※申請期間は「一時保存」ボタンを押下し、入力内容の保存をお願いします。  
 申請期間が満了したら、保存した入力内容をご確認のうえ「申請」ボタンの押下をお願いします。  
 ※「一時保存」ボタンを押下すると入力した内容が保存され、一時保存データの印刷ができます。  
 次回入力時は入力した内容が表示されます。  
 ※「メインメニューに戻る」を押下すると入力した内容は破棄され、メニュー画面に戻ります。

最終更新日 2024年07月03日  
 最終更新者 有限会社桜運送

選択項目:グループ1 運転者等の指導・教育  
 該当する項目をチェックしてください。  
 4項目のうち、  
 最低1項目選択してください。  
 最大3項目まで選択できます。  
 配点:1項目3点(3項目選択の場合は最大9点)

(1) 自社内独自の運転者研修等の実施【3点又は1点】  
 (2) 外部研修への運転者等の派遣【3点又は1点】 3点

2023年7月2日～2024年7月1日の期間に開催された外部研修を受講している。(選任運転者の受講は3点、選任運転者以外の従業員が【管理者3点のセミナー】を受講した場合は3点、それ以外の受講は1点)  
 ①の全てを入力を、②-③の該当する項目にチェックしてください。

①研修の実施年月日:開催場所  
 開催日 2024/02/02 開催場所 本社営業所  
 ②研修の主催者

選択する項目をチェックし、説明の指示に従い、チェックや入力をする。最大選択項目数を満たすと、選ばない項目はグレーになる。選びたい場合は、すでに選択している項目のチェックをはずして下さい。

必要な事項がすべて入力されると自動計算で点数が表示される。0点では先に進めないため必要事項をすべて入力出来ない場合は、項目選択のチェックをはずして下さい。

更新申請初回～5回目 A・C方式

更新申請 6回目 A・C方式

(4)過去3年間以内の行政、外部機関、トラック協会による輸送の安全に関する表彰の実績【1点】

(5)リアルタイムGPS運行管理システムなどの先進的運行管理システムの導入【1点】 1点  
 2024年7月1日現在導入している、GPSを用いた運行管理システムについて  
 ①の該当する項目にチェックし、②に使用機器、システム等の名称を入力してください。

①GPSを用いたシステムにより  
 車両の位置を把握し、運行状況について確認及び記録することができる  
 ドライバーの位置を把握し、運行状況について確認及び記録することができる

②使用機器、システム等の名称

(6)自社内独自の無事故運転者表彰制度又は省エネ運転認定制度の活用【1点】

合計 15点

「一時保存」を押すと保存ができる。次の画面から現在保存している内容を印刷することができる。7月1日～7月14日に必ず「申請」を押して下さい。

一時保存  
申請  
 メインメニューに戻る

合計点が自動計算される。12点（基準点）に満たない場合はエラーメッセージが表示されます。

作成し、一時保存している場合は、7月1日（月）～7月14日（金）に必ず「申請」ボタンを押して下さい。「申請」を押すと、申請登録完了となります。

貨物自動車運送事業 安全性評価事業 申請書作成システム

申請登録完了

1.メールアドレス入力 ⇒ 2.メールアドレス認証 ⇒ 3.安全性評価申請書 ⇒ 4.安全性に対する取組状況 ⇒ 5.登録完了・印刷

安全性評価申請書の申請を登録しました。

(B・E方式で申請)  
 「印刷」ボタンを押下すると、「申請書」がPDFで表示され、印刷することができます。

(A・C方式で申請)  
 「印刷」ボタンを押下すると、「申請書」、「安全性に対する取組状況についての自認書」がPDFで表示され、印刷することができます。

※ 印刷(PDF出力)が上手くいかない場合は、下の「設定確認マニュアル」ボタンを押下し、設定の確認を行ってください。

◆ 再度、メインメニューから登録作業を行うことで、登録内容の修正が出来ます。

印刷 設定確認マニュアル  
 メインメニューに戻る

登録した「申請書」を印刷することができます。

申請登録が完了すると、登録完了メール(自動配信メール)が届きます。必ず確認してください。地方実施機関で申請書類を確認すると、申請受付が完了します。「受付完了メール」が届きますので、必ず確認し、メールに記載された URL から「申請書 控」をダウンロードしてください。ダウンロードした「申請書 控」は、認定発表（12月中旬）まで大切に保管してください。

6 回目更新 A・C 方式の申請はこれで完了です。

## 手書き申請について

※複写式申請書は地方実施機関より入手できます。


複写式申請書は、『安全性評価申請書（第1号様式及び第6号様式）』を手書き記入できる用紙です。複写式申請書を使用して申請する場合は、申請書実費として1,000円（税込）を収受させていただきます。

**申請書実費は申請前に郵便局にて払込取扱票を使用して納めて下さい**（払込手数料はご負担願います）。払込時に発行される「振替払込請求書兼受領証」（ATM利用の場合は「ご利用明細票」）をA4用紙にコピーし、申請書やその他申請書類と合わせて地方実施機関で受付手続きを行います。

### 複写式申請書による申請には申請書の実費(1,000円(税込))を収受します。

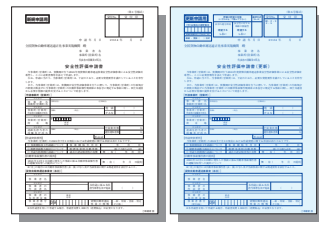
※振込まれた申請書実費は返金できませんのでご注意ください。

**地方実施機関窓口で申請書を取得**



**必要事項を手書き記入**






第1号様式 (新規用)      第6号様式 (更新用)

**郵便局で実費の支払い**

郵便局に備付けの払込取扱票で申請書実費（1000円税込）を振込み、振替払込請求書兼受領証を受け取る。  
※払込手数料はご負担願います。

**払込取扱票への記入事項**

- ①口座記号：00190-0  
口座番号：550296  
金額：1,000円  
加入者名：公益社団法人 全日本トラック協会
- ②通 信 欄：申請書実費 1,000円
- ③ご依頼人：申請書に記載した「郵便番号」「住所」「事業者名 事業所名」「認定番号」（新規申請の場合は「新規」）「役職 氏名」「電話番号」を必ず記入して下さい。



振込

郵便局で発行された振替払込請求書兼受領証（※ATMを利用した場合は「ご利用明細票」）をA4用紙でコピーし、複写式申請書に添付する。



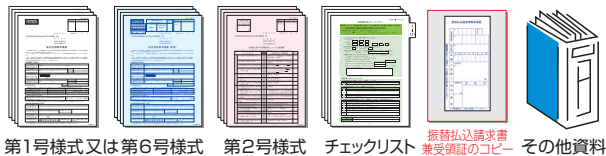
申請受付期間：2024年7月1日(月)～同7月12日(金) ※土・日曜日は除く。  
郵送の場合は7月12日(金)までに地方実施機関必着

**※郵送による申請書類提出の注意事項**

申請書類を郵送する際は、簡易書留や信書便など荷物追跡が可能な方法で、地方実施機関へ7月12日までに必着するように発送して下さい。

### 地方適正化実施機関

所属する都道府県の地方実施機関へ  
その他資料と合わせ、申請書を提出



6回目更新A・C方式については、「Ⅲ.安全性に対する取組の積極性」の選択する項目のチェックリストを添付してください。その他の資料は不要です。  
初回～6回目更新B・E方式については、申請書及び振替払込請求書兼受領証のコピーのみ提出して下さい。



**※注意事項**

申請書実費を支払った際の振替払込請求書兼受領証のコピーがないと受付できません。  
申請受付期間中に、受付されなかった申請は、無効となります。

受付完了



## 申請手続から安全性優良事業所の認定までのフローチャート

### 1. 法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされているか。

- 1) 法に基づく認可申請、届出、報告事項チェックシート (P.9 参照) を利用し、各項目に関し適正になされているか確認して下さい。  
チェックシートの項目のうち、1つでも適正でない場合には認定されません。
- 2) 認可申請、届出、報告事項が適正になされていないことが判明した場合には、申請までに所要の手続きを速やかに行ってください。また、申請後においても、認可申請、届出、報告が必要な事由が生じた場合には、速やかに所要の手続きを行ってください。

### 2. 社会保険等への加入が適正になされているか。

- 1) 社会保険適正加入チェックシート (P.9 参照) を利用し、各項目に関し適正になされているか確認して下さい。
- 2) 所属する従業員 (要件を満たすパート・アルバイトも含む) について、下記の保険にもれなく加入、及び保険料の納付が適正になされているか確認して下さい。  
①労働者災害補償保険 ②雇用保険 ③健康保険 ④厚生年金保険
- 3) 所属する従業員 (要件を満たすパート・アルバイトも含む) のうち、1名でも未加入の方がいる場合、また必要な保険料が納付されていない場合は認定されません。
- 4) 加入又は納付が適正になされていない場合には、申請までに加入又は納付の手続きを行ってください。また、申請後においても、加入状況の変更等の事由が生じた場合には、速やかに所要の手続きを行ってください。

### 3. 申請資格要件を満たしているか。

- ◆申請基準日 (2024年7月1日) 現在で、下記の事項を満たしているか確認して下さい。
  - ①事業開始後 (運輸開始後) 3年を経過していること。
  - ②配置する事業用自動車の数が5両以上であること。
  - ③ a. 虚偽の申請、その他不正な手段等 (以下、「不正申請等」という) により申請の却下又は評価の取消しを受けた事業所にあつては、当該却下又は取消しに係る申請年度後2事業年度を経過していること。  
b. 不正申請等により認定の取消しを受けた事業所にあつては、取消し後2年を経過していること。
  - ④認定証、マーク及びステッカー等 (以下、「認定証等」という) の偽造もしくは変造又は不正な使用により是正勧告を受けた事業所にあつては、当該是正勧告の履行状況が確認され、及び偽変造等に係る認定証等の提出を受けた日後3年を経過していること。

### 4. 申請書類の記入又は「Web申請システム」による作成

- ◆下記を準備して下さい。
  - ①安全性評価申請書 (第1号様式) **【Web】**
  - ②連絡の取れるメールアドレス
  - ③(該当する事業所の場合) 自動車事故報告書の写し及び当該事故に係る関連資料 **【Web】**
  - ④安全性に対する取組状況についての自認書 (第2号様式) **【Web】**
  - ⑤役員名簿 (第2号の2様式) (定められた様式以外による提出は認められません。) **【電子】**
  - ⑥安全性に対する取組状況の自認事項に係るチェックリスト **【電子】**※複写式申請書の場合は、申請書実費の支払いを証する振替払込請求書兼受領証のコピー

※**【Web】** は、「Web申請システム」で行うことができます。

※**【電子】** の書類は、全日本トラック協会のホームページより、電子ファイルをダウンロードできます。

### 5. 自認事項を証する書類の準備 (新規、更新A・Cのみ)

6回目更新事業所の方は、更新A・C方式もWeb申請のみで申請できます。

- 1) P.33以降の自認事項の判断基準を参照し、自店 (事業所) の安全性に対する取組状況を証明する書類を準備して下さい。  
(注)・自認事項の書類一式 (ファイル) は、事業所保管分として控えをとるようにお願いします。  
・自認事項を証する書類は返却できません。必ず写し (コピー) を添付して下さい。  
(注)・従業員の氏名等が記載された書類を用いる場合は、当該本人に対して事前に同意を得て下さい。
- 2) **チェックリストにより、自認事項の内容をチェックして下さい。**

## 6. 申請書類の提出（新規、更新A・Cのみ）

◆当該事業所が所在する都道府県の地方実施機関の窓口書類を提出して下さい。

申請期間：2024年7月1日（月）～同7月12日（金） ※土・日曜日は除く

郵送の場合も7月12日（金）までに地方実施機関必着

（受付時間等については、地方実施機関にお問い合わせ下さい。）

## 7. 申請の受理

申請受付メールを受信し、申請書控を保存して下さい。

## 8. 巡回指導

- 1) 「I. 安全性に対する法令の遵守状況(40点)」については、当該事業所が所在する都道府県の地方実施機関の適正化事業指導員が事業所（営業所）にお伺いする巡回指導の結果を用います。
- 2) 巡回指導の際に認定要件「法に基づく認可申請、届出、報告事項」及び「社会保険等への加入」について適正になされていないことが確認された場合は、  
⇒下記【9. 認定要件に係る改善報告期限】に進んで下さい。
- 3) 安全性評価事業に用いる巡回指導結果の対象期間は下記のとおりです。  
**対象期間：2023年7月1日から2024年10月31日まで**  
なお、申請時点で既に上記期間中に巡回指導を受けた事業所については、
  - a. 当該巡回指導の際に上記2)のいずれかの項目について  
改善報告を求められた場合 ⇒ 下記【9. 認定要件に係る改善報告期限】に進んで下さい。
  - b. 当該巡回指導の際に上記2)のいずれかの項目について  
改善報告を求められていない場合 ⇒ 下記【10. 評価の実施】に進んで下さい。
- 4) 巡回指導の実施日については、地方実施機関から貴事業所（営業所）に対して、事前に通知書が送付されますので、通知書に記載されている関係書類を事前にご用意下さい。

## 9. 認定要件に係る改善報告期限

- 1) 上記【8. 巡回指導】の際に、認定要件「法に基づく認可申請、届出、報告事項」及び「社会保険等の加入」のいずれかについて改善報告を求められた場合には、下記の通り改善報告期限を設けています。
  - a. 申請基準日以前（2023年7月1日から2024年6月30日）に巡回指導を受けた事業所  
⇒**2024年7月末日まで**（地方実施機関の最終営業日まで）
  - b. 申請基準日以降（2024年7月1日以降）に巡回指導を受けた事業所  
⇒**巡回指導実施日から1ヶ月以内**（最終日が土・日曜日、祝日の場合は直前の平日まで）
- 2) 改善を求められた項目については、当該項目について速やかに諸手続きを行い、その結果を定められた改善報告期限内に事業所が所在する都道府県の地方実施機関に報告して下さい。
- 3) 改善報告期限内に改善報告がない場合は、認定されませんのでご注意下さい。

## 10. 評価の実施

- 1) 全国実施機関では、「巡回指導の結果」、「国土交通省から提供される事故や違反（行政処分）の実績」、「申請書類の自認事項を証する書類」に基づき、評価します。
- 2) 認定要件（P.10参照）を満たした事業所について、安全性優良事業所として認定します。

## 11. 評価結果の通知

- 1) 全国実施機関より、当該事業所に対して評価結果を通知します。
- 2) 安全性優良事業所として認定された事業所には、認定証を授与します。

## 12. 安全性優良事業所の公表

- 1) 全日本トラック協会のホームページ（<https://www.jta.or.jp/>）に安全性優良事業所を掲載します。

## 8. Ⅲ. 「安全性に対する取組の積極性」の判断基準及び注意事項

Ⅲ. 「安全性に対する取組の積極性」については、取組のある項目を自認し、挙証資料により評価しておりますが、昨年度より、評価項目を従来の12項目から、17項目を4つのグループに分け、その中から得意な項目を選び自認書とともに挙証資料の提出をする方法に変更となりました。

下記に示す4グループ17項目については、**各グループから1項目以上の得点が必要となります**。また、各グループから選べる項目数が決まっておりますので、下記の表やP.37～53の判断基準をよく確認し、得意な項目を選択するようにしてください。

また、今年度より、全日本トラック協会のホームページ上に「書類作成の手引き」を掲載いたしますので、合わせてよくご確認の上、選択した項目の挙証資料を用意してください。

<b>グループ1 運転者等の指導・教育</b>		配点
<b>((1)～(4)から最低1項目・最大3項目選択 各3点計9点)</b>		
項目	(1) 自社内独自の運転者研修等の実施 (50%未満は1点)	3(1)
	(2) 外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣 (選任運転者等以外は1点)	3(1)
	(3) 定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実態の把握に基づく指導の実施	3
	(4) 安全運行につながる省エネ運転の実施とその結果に基づく個別指導教育の実施	3
<b>グループ2 輸送の安全に関する会議・QC活動の実施</b>		配点
<b>((1)～(3)から最低1項目・最大2項目選択 各2点計4点)</b>		
項目	(1) 事業所内での安全対策会議の定期的な実施	2
	(2) 事業所内での安全に関するQC活動の定期的な実施	2
	(3) 荷主企業、協力会社等との安全対策会議の定期的な実施	2
<b>グループ3 法定基準を上回る対策の実施</b>		配点
<b>((1)～(4)から最低1項目・最大2項目選択 各2点計4点)</b>		
項目	(1) 特定運転者以外の運転者への計画的な適性診断 (一般診断) の実施	2
	(2) 効果の高い健康起因事故防止対策 (健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS) の実施	2
	(3) 車両の安全性を向上させる装置の装着 (ドライブレコーダー、バックアイカメラは1点)	2(1)
	(4) ドライバー時間外労働時間短縮の取組の状況	2
<b>グループ4 その他</b>		配点
<b>((1)～(6)から最低1項目・最大3項目選択 各1点計3点)</b>		
項目	(1) 健康起因事故防止に向けた取組 (健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS以外) の実施	1
	(2) 輸送に係る安全や環境に関する認証や認定の取得	1
	(3) 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受審	1
	(4) 過去3年間以内の行政、外部機関、トラック協会による輸送の安全に関する表彰の実績	1
	(5) リアルタイムGPS運行管理システムなどの先進的運行管理システムの導入	1
	(6) 自社内独自の無事故運転者表彰制度又は省エネ運転認定制度の活用	1

## ◆◆◆資料の作成前に必ずお読み下さい。◆◆◆

### 資料作成の注意事項

この用紙は提出の必要はありません。確認した項目をチェックして下さい。

- 1. 各グループから選択できる最大項目の範囲内で項目を選択して下さい。安全性に対する取組の実施状況を書類でご提出いただき、評価を実施します。実態として取り組みが行われていても、申請書類として提出されていない取組内容については評価ができません。各資料については**申請者が責任をもって提出**して下さい。
- 2. 提出された資料の内容は地方実施機関（都道府県トラック協会）による巡回指導や申請受付時の対応のいかんを問わず、P.37以降の判断基準により全国実施機関（全日本トラック協会）において評価を実施します。
- 3. 地方実施機関（都道府県トラック協会）における申請書類の受付後は、本評価項目に関する**資料の追加提出は認められません**。
- 4. 提出された書類は返却いたしません。必ず写し（コピー）を添付して下さい。
- 5. 「自認事項に係るチェックリスト」には、必ず項目の番号を記載したインデックスを貼付し、各項目の資料の表紙として下さい。（チェックリストの下に資料を重ねて下さい。）  
資料が添付されていても、対象となる自認項目が不明瞭な場合、いずれの自認項目においても加点の対象となりません。**資料の入れ違いに注意して下さい**。
- 6. 2つ以上の自認項目に同じ資料が添付されている場合は、**該当する1つの自認項目に対して加点**します。  
なお、内容によっては点数の低い自認項目に加点する場合があります。  
例：自認項目グループ1－(1)、グループ2－(1)に同じ資料が添付されている場合、両項目の加点要件を満たした内容であっても、グループ2－(1)のみに加点。
- 7. 「役職員名簿」に名前の記載がない方の資料の添付については無効となります。  
役職員名簿への記載もれ、資料の添付忘れに十分注意して下さい。

### 資料提出前のチェック

この用紙は提出の必要はありません。資料の記載もれ防止に活用して下さい。

- 1. 資料はすべてA4で作成している。
- 2. 項目ごとのチェックリストにインデックスを貼り、その下に該当する項目の資料を綴じている。
- 3. 役職員名簿、チェックリストは全日本トラック協会ホームページからダウンロード（又は地方実施機関（都道府県トラック協会）より入手）したものを使用している。
- 4. 年月日の記載が必要な資料に年月日がもれなく記載されている。
- 5. 氏名の記載が必要な資料については、役職員名簿に記載のある者の名前にカラーのマーカー等で判別可能な印を付けている。
- 6. 資料に通称や旧姓が記載されている場合、役職員名簿の備考欄に同一人物であることが分かるように記載している。（例：「氏名」欄に桜二郎と記載し、「備考」欄に「田中二郎と同一」と記載）
- 7. 会議、研修等資料に「交通事故防止に係る内容」の確認が必要なものについては該当部分カラーのマーカー等で印をつけている。
- 8. 認定証や表彰状等に、当該営業所名の記載がない場合は、当該営業所が認定等の範囲に含まれていることを付記し自認している。
- 9. 各項目の除外事項に該当していない。



## 判断基準について

P.37～53の判断基準については、各取組における判断基準や、添付資料の説明を掲載しています。また、全日本トラック協会のホームページに、「資料作成の手引き」を掲載しておりますので必ず一読して下さい。

(積極性書式1-(1) 2024年度版)

**【自認事項に係るチェックリスト】**

選択項目：グループ1 運転者等の指導・教育 (1)～(4)から最低1項目・最大3項目まで選択可 各3点 計9点)

**(1) 自社内独自の運転者研修等の実施【3点又は1点】**

当該事業所(営業所)の取組について、下記をチェック又は記入してください。  
このチェックリストに「1-(1)」のインデックスを貼り、下に資料を重ねてファイルに綴じてください。なお、各種記録にチェックがある場合においても、添付資料で内容が確認できない場合は、加点の対象となります。

①a. bのどちらかを確認し、開催日(期間)を入力してください。

a  個別指導以外  
開催日 年 月 日

b  個別指導  
開催期間 年 月 日 ～ 年 月 日

② 研修等の受講人数を入力してください。(役員名簿に記載がある人の人数)  
選任運転者 人 選任運転者以外 人

③ 研修の主催者をチェックしてください。その他の場合は主催者を記入してください。(複数選択不可)  
 本社  当該事業所  その他

④ 研修の主な内容について、当てはまるものをチェックしてください。また、その資料を添付してください。



## チェックリストについて

挙証資料に添えていただくチェックリストは今年度より変更となりました。全日本トラック協会のホームページに Excel と PDF のデータを掲載しておりますので、どちらかを使用し作成して下さい。

作成したチェックリストは、インデックスシールを貼付し、各挙証資料の表紙として資料に添付して下さい。(P.56 参照)

(積極性書式1-(1) 2024年度版)

**【自認事項に係るチェックリスト】**

選択項目：グループ1 運転者等の指導・教育 (1)～(4)から最低1項目・最大3項目まで選択可 各3点 計9点)

**(1) 自社内独自の運転者研修等の実施【3点又は1点】**

当該事業所(営業所)の取組について、下記をチェック又は記入してください。  
このチェックリストに「1-(1)」のインデックスを貼り、下に資料を重ねてファイルに綴じてください。なお、各種記録にチェックがある場合においても、添付資料で内容が確認できない場合は、加点の対象となります。

①a. bのどちらかを確認し、開催日(期間)を入力してください。

a  個別指導以外  
開催日 年 月 日

b  個別指導  
開催期間 年 月 日 ～ 年 月 日

② 研修等の受講人数を入力してください。(役員名簿に記載がある人の人数)  
選任運転者 人 選任運転者以外 人

③ 研修の主催者をチェックしてください。その他の場合は主催者を記入してください。(複数選択不可)  
 本社  当該事業所  その他

④ 研修の主な内容について、当てはまるものをチェックしてください。また、その資料を添付してください。

交通事故防止に係る輸送の安全に関する研修  
 事故調査、タイヤ特性などトラック乗場の安全性に関する研修  
 安全運転、省エネ運転など安全運転に関する研修  
 添乗指導やドラフトラコーダー稼働による個別指導 (指導を行った者の氏名) \_\_\_\_\_  
 個人で行うKYTによる個別指導 (指導を行った者の氏名) \_\_\_\_\_  
 朝礼による個別指導 (指導を行った者の氏名) \_\_\_\_\_ 又は、テストの実施   
 その他 (300字以内の自由記述)

**【自認事項に係るチェックリスト】**

(1) 対象外の内容ではないか確認してください。(確認欄に「レ」をつける)

確認 対象外の内容

申請内容以外の取組事項を認め、対象外の内容でないことを確認している。

(2) 研修の実施状況を確認してください。(確認欄に「レ」をつける)

確認 実施状況

過去1年間(2023年7月2日～2024年7月1日)において更新している。

本社・支店・当該事業所が主催又は協賛している。(共有の報告も本社が主体的に実施している。)

「役員名簿(第2号の2様式)」に記載のある役員が出席(参加)している。

上記に該当する内容の研修を行っている。

(3) 添付資料における取組内容を確認してください。(確認欄に「レ」をつける) ※該当する場合のみチェック

確認 取組内容

研修実施記録、研修報告書など実施状況がわかる書類を添付している。

研修資料(研修の内容がわかる資料)を添付している。

添付資料に実施場所を明記している。(研修年の記載欄に注意)

添付資料に実施場所を明記している。

添付資料に記載されている当該事業所の出席者(参加者)にカラーのマークシート等を添付している。

添付資料の上記の研修内容に該当する図別に、第1号のマークシート等を添付している。

※ 添付加添、eラーニング、個人で行うKYT等については管理者の指導状況(指導者名、コッパシール)を記録している。

事業所名 \_\_\_\_\_  
事業所(営業所)名 \_\_\_\_\_

1/17


## QRコードについて


P.37～53の表題に、全日本トラック協会のホームページの「資料作成の手引き」、「チェックリスト」にリンクするQRコードを掲載しています。資料作成中にパソコンやスマートフォンなどから確認していただくことができますので、資料作成の際、ご活用下さい。





## グループ 1. 運転者等の指導・教育（最大 3 項目・最低 1 項目選択）

	<h3>1 - (1). 自社内独自の運転者研修等の実施（3 点又は 1 点）</h3> <p>※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業における自認項目 4. と同様です。</p>									
判断方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆安全運行確保を目指した自社内の事故防止対策担当者による自社主催の研修、あるいは外部講師を招へいた研修、当該事業所の管理者が主催する研修等、運転者を対象とした研修会の実施について判断します。</li> <li>◆会議に当たるものを除き、輸送の安全に関する研修を評価します。</li> </ul>									
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆過去 1 年間(2023 年 7 月 2 日～2024 年 7 月 1 日)における、実施状況が確認できれば、加点の対象とします。</li> <li>◆配点 3 点のうち、下記基準により 3 点又は 1 点付与とします。</li> </ul> <p><b>【3 点付与とするもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆選任運転者数の半数以上が研修を受講</li> </ul> <p><b>【1 点付与とするもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆選任運転者数の半数未満が研修を受講</li> <li>◆選任運転者以外の従業員（運転者を指導する管理職相当の者を含む）が研修を受講</li> </ul>									
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆研修とは、職務に対する理解を深め、習熟するために学習することを指します。</li> <li>◆本社・支社・支店等が主催するものを対象とします。</li> <li>◆自社以外の他社との共催のものも含まれます。（ただし、自社も共催であることが判別できるように必ず明記して下さい。）</li> </ul> <p><b>【研修内容の具体例】</b></p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 交通事故防止に係る輸送の安全に関する研修</td> <td><input type="checkbox"/> 点検整備に関する内容の研修</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 省エネ運転研修</td> <td><input type="checkbox"/> タイヤ特性に関する研修</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 上記の内容に関する e ラーニング</td> <td><input type="checkbox"/> 個人で行う KYT</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 交通事故防止に係る個別の添乗指導</td> <td></td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/> 交通事故防止に係る輸送の安全に関する研修	<input type="checkbox"/> 点検整備に関する内容の研修	<input type="checkbox"/> 省エネ運転研修	<input type="checkbox"/> タイヤ特性に関する研修	<input type="checkbox"/> 上記の内容に関する e ラーニング	<input type="checkbox"/> 個人で行う KYT	<input type="checkbox"/> 交通事故防止に係る個別の添乗指導	
<input type="checkbox"/> 交通事故防止に係る輸送の安全に関する研修	<input type="checkbox"/> 点検整備に関する内容の研修									
<input type="checkbox"/> 省エネ運転研修	<input type="checkbox"/> タイヤ特性に関する研修									
<input type="checkbox"/> 上記の内容に関する e ラーニング	<input type="checkbox"/> 個人で行う KYT									
<input type="checkbox"/> 交通事故防止に係る個別の添乗指導										
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆次の①、②を必ず提出して下さい。</li> <li>① <b>研修実施記録や研修報告書などのコピー</b> ※研修実施記録等には、実施した年月日、開催場所、出席者名簿等（参加者がわかるもの）、研修内容（交通事故防止に関する内容が入っていること）を必ず明記して下さい。</li> <li>② <b>研修資料のコピー</b> ※添付資料には、実施した年月日、開催場所、当日資料の交通事故防止に関する内容の部分（該当部分のみの添付でよい）を必ず明記して下さい。</li> </ul> <p>&lt;資料添付時の注意事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資料には必ず出席者（参加者）を明記して下さい。なお、当該事業所の出席者（参加者）を、カラーのマーカー等により判別可能な印（しるし）を付して下さい。</li> <li>2. 「1 点付与」に該当する資料を 3 種類添付しても、3 点の評価は行いません。</li> <li>3. 他の自認項目と同じ資料が添付されている場合は、いずれかの項目にのみ加点の対象とします。</li> <li>4. 交通事故防止に係る個別の添乗指導、e ラーニング、個人で行う KYT 等については、管理者の指導状況がわかる資料が必要です。 ※選任運転者の半数以上の指導状況がわかる資料を添付して下さい。 ※添乗指導においては、運転者以外の者（指導員・管理者等）が添乗により運転者を指導した記録とし、管理者名、コメント等の記載が必要です。運転者個人による自己チェック等、指導された記録のない資料は加点の対象としません。 ※e ラーニングについては、個別のテスト結果でも構いません。 ※個人で行う KYT については、指導者名、指導コメントが必要です。</li> </ol>									
除外事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●朝礼時や点呼時の指示・ペーパーによる伝達等で、研修とみなせないもの</li> <li>●会議とみなされる資料。（議事録等）〔自認項目 2 - (1) で評価します〕</li> <li>●具体的な指導内容がわからない指導状況の一覧や指導日の一覧表のみ</li> <li>●自社内独自のドライバーコンテスト等の競技会。</li> <li>●事業用自動車の事故防止に係る研修を対象とするため、フォークリフト、クレーン・建設機械車両等の研修。</li> <li>●荷扱、荷卸作業、積み付け、積込、構内作業、商品、荷物、積荷、納品、納期の内容、ISO 等品質等に関する内容</li> <li>●軽自動車を使用した添乗指導の記録。</li> </ul>									

	<p><b>1 - (2). 外部の研修機関・研修会への運転者等の派遣 (3点又は1点)</b></p> <p>※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業におけるの自認項目 5. と同様です。</p> 																		
<p><b>方針</b></p>	<p>◆ 自社（事業所）以外の外部の研修機関等が主催する交通事故防止に関する研修に、運転者等を派遣していることを判断します。</p>																		
<p><b>判断基準</b></p>	<p>◆ 過去1年間（2023年7月2日～2024年7月1日）において、1回以上実施した状況が確認できれば加の対象とします。</p> <p>◆ 配点3点のうち、下記基準により3点又は1点付与とします。</p> <p><b>【3点付与とするもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 選任運転者が研修会を受講。ただし、下記については管理者が受講した場合も3点付与とする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国土交通省が認定した運輸安全マネジメント認定セミナー</li> <li>○ 全日本トラック協会が実施する事故防止セミナー（プラン2025目標達成フルセミナー、過労死等防止対策セミナー）</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【1点付与とするもの】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 選任運転者以外の従業員（運転者を指導する管理職相当の者を含む。）が研修を受講した場合。（【3点付与とするもの】を除く。）</li> </ul>																		
<p><b>具体的内容</b></p>	<p>◆ 研修とは、職務に対する理解を深め、習熟するために学習することを指します。</p> <p>◆ 外部機関が主催した研修を対象とします。なお、カリキュラム等研修内容により外部機関の判断をしますので、具体的な研修内容が判る資料をご提出下さい。（外部機関、研修内容が明らかでない資料は無効）</p> <p><b>【外部機関の具体例】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>○ 警察署</td> <td>○ 埼玉県トラック総合教育センター</td> </tr> <tr> <td>○ 労働基準監督署</td> <td>○ 中部トラック総合研修センター</td> </tr> <tr> <td>○ トラック協会</td> <td>○ トラック交通共済協同組合</td> </tr> <tr> <td>○ 陸上労働災害防止協会（陸災防）</td> <td>○ 民間会社の研修施設</td> </tr> <tr> <td>○ 安全運転中央研修所</td> <td>○ 損害保険会社等（自社のみに向けた研修・セミナー等を除く）</td> </tr> </table> <p>※ 研修機関が本社グループ内のものであっても、対外的に開放された研修機関となっている場合は、外部機関とみなします。</p> <p><b>【研修内容の具体例】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>○ 安全運転研修</td> <td>○ 省エネ運転講習</td> <td>○ 事故防止講習</td> <td>○ タイヤ特性講習</td> </tr> <tr> <td>○ 運転者技能研修</td> <td>○ 点検整備講習</td> <td>○ 運輸安全マネジメントセミナー</td> <td></td> </tr> </table>	○ 警察署	○ 埼玉県トラック総合教育センター	○ 労働基準監督署	○ 中部トラック総合研修センター	○ トラック協会	○ トラック交通共済協同組合	○ 陸上労働災害防止協会（陸災防）	○ 民間会社の研修施設	○ 安全運転中央研修所	○ 損害保険会社等（自社のみに向けた研修・セミナー等を除く）	○ 安全運転研修	○ 省エネ運転講習	○ 事故防止講習	○ タイヤ特性講習	○ 運転者技能研修	○ 点検整備講習	○ 運輸安全マネジメントセミナー	
○ 警察署	○ 埼玉県トラック総合教育センター																		
○ 労働基準監督署	○ 中部トラック総合研修センター																		
○ トラック協会	○ トラック交通共済協同組合																		
○ 陸上労働災害防止協会（陸災防）	○ 民間会社の研修施設																		
○ 安全運転中央研修所	○ 損害保険会社等（自社のみに向けた研修・セミナー等を除く）																		
○ 安全運転研修	○ 省エネ運転講習	○ 事故防止講習	○ タイヤ特性講習																
○ 運転者技能研修	○ 点検整備講習	○ 運輸安全マネジメントセミナー																	
<p><b>添付資料</b></p>	<p>◆ 次の①、②を必ず提出して下さい。</p> <p>① <b>研修修了証、研修実施記録、研修報告等の研修に派遣したことが分かる書類の写し（コピー）</b>          ※実施した年月日（必ず記入して下さい）、開催場所、出席者（参加・出席者がわかるもの）、研修内容（交通事故防止に関する内容が入っていること）を、必ず明記して下さい。</p> <p>② <b>研修資料のコピー</b>          ※研修カリキュラムや当日の資料等、研修内容が判る資料を添付して下さい。          ※オンライン研修等の受講については、受講者が研修を確かに受講したことを証する資料として「オンライン研修実施記録」を提出して下さい。（提出が無い場合、加点対象とはなりません。P.59、全日本トラック協会ホームページに様式（例）を載せています。）</p> <p>&lt;資料添付時の注意事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>資料には必ず出席者（参加者）を明記して下さい。なお、当該事業所の出席者（参加者）を、カラーのマーカ等により判別可能な印（しるし）を付して下さい。</li> <li>研修の申込書や計画書等は、受講の事実確認が取れないので、加点の対象としません。</li> <li>「1点付与」に該当する資料を3種類添付しても、3点の評価は行いません。</li> <li>他の自認項目と同じ資料が添付されている場合は、いずれかの項目にのみ加点の対象とします。</li> </ol>																		
<p><b>除外事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外部講師を招へいた社内研修、eラーニングによる研修〔自認項目1-(1)で評価します〕</li> <li>● 外部機関に委託して、自社（営業所）やグループ会社限定で行う研修〔自認項目1-(1)で評価します〕</li> <li>● 救命救急講習など事故防止ではなく事故発生時に関する内容</li> <li>● 修了証や開催通知等のみで、交通事故防止に関する具体的な内容が記載されていないもの（資料の提出がないもの）</li> <li>● 運行管理者講習（一般・基礎）、整備管理者研修（選任前・選任後）、ドライバーコンテスト等競技会</li> <li>● フォークリフト、クレーン・建設機械車両等の研修</li> <li>● 指導状況の一覧や指導日の一覧表のみ</li> <li>● 各種法令等により受講義務のある研修</li> <li>● 荷扱、荷卸作業、積み付け、積込、構内作業、ISO等品質等に関する内容</li> </ul>																		



## 1-(3). 定期的な「運転記録証明書」の入手による事故・違反実態の把握に基づく指導の実施 (3点)



※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業における自認項目 8. より一部変更しています。

判断方針

◆ 自動車安全運転センターが発行する「運転記録証明書」等を定期的に取り寄せることにより、運転者の違反状況を管理し、違反等が確認された場合には、個別の指導に活用している状況について判断します。

判断基準

- ①～③のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象とします。
- ① 「5年間」又は「3年間」の運転記録証明書等により、過去1年間(2023年7月2日～2024年7月1日)において選任運転者の3割以上
  - ② 「5年間」又は「3年間」の運転記録証明書等により、過去3年間(2021年7月2日～2024年7月1日)において選任運転者の全員
  - ③ 「1年間」の運転記録証明書等により、過去1年間(2023年7月2日～2024年7月1日)において選任運転者の全員
- ※なお、運転記録証明書に事故・違反歴が確認された場合は、当該運転者に個別指導をしていること。

具体的内容

判断基準	運転記録証明書	SDカードまたは無事故・無違反証明書	証明書の発行日	確認する状況
①	「5年間」または「3年間」のもの	3年以上無事故・無違反であるもの	過去1年間 (2023年7月2日～2024年7月1日)	選任運転者の3割以上
②	「5年間」または「3年間」のもの	3年以上無事故・無違反であるもの	過去3年間 (2021年7月2日～2024年7月1日)	選任運転者の全員
③	「1年間」のもの	1年以上無事故・無違反であるもの	過去1年間 (2023年7月2日～2024年7月1日)	選任運転者の全員

**【運転記録証明書】**



**【SDカードの添付例】**



※ SDカードを添付の際は、上記の面をコピーして下さい。

○ 指導に活用していることを証する資料の例

**【指導一覧】**

指導年月日	対象者名	指導者名


※「指導一覧」もしくは「運転記録証明書」に指導年月日と対象者名、指導者名を記載する。

添付資料

- ◆ 次の①、②を必ず提出して下さい。
- ① 自動車安全運転センター発行の「運転記録証明書」、「SDカード」、「無事故・無違反記録証明書」のいずれかのコピー
  - ② 違反等が確認された場合は、個別の指導一覧等
- <資料添付時の注意事項>
1. 選任運転者に該当する氏名にはカラーのマーカ等により判別可能な印(しるし)を付して下さい。
  2. 証明書は必ず発行日が明記されているものを添付して下さい。
  3. 発行日が2024年7月2日以降のものは、加点の対象としません。
  4. 運転記録証明書に事故・違反歴が確認された場合は、当該運転者にかかる個別の指導状況(①運転者名、②運転記録証明書の発行日以降の指導日時)を記載し、提出して下さい。


除外事項


● 「運転記録証明書の分析結果」は、加点の対象としません。

	<p><b>1 - (4). 安全運行につながる省エネ運転の実施とその結果に基づく個別指導教育の実施 (3点)</b></p>  <p>※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業における自認項目7.より、一部変更しています。</p>
<p>判断方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 急発進・急加速・急停止等の防止、あるいは定速運転励行など経費節減と事故防止を主眼とした省エネ運転の実践状況及びその結果に基づく運転者個別の指導教育の実施状況の有無を評価します。</li> <li>◆ デジタルタコグラフの装着により、日々運転管理を行い、運転者個別の指導教育の実施状況の有無を評価します。</li> </ul>
<p>判断基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 過去1年間(2023年7月2日～2024年7月1日)において、選任運転者数の半数以上を対象に実施したことが確認できれば加点の対象とします。</li> </ul>
<p>具体的内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 下記の項目例に関する省エネ運転の実践状況、及びその結果に基づく日々の運転者に対する個別の指導教育結果(コメント)を重点に評価を行います。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急発進・急加速、空ぶかし、定速運転等の状況</li> <li>○ 高速走行における車速の抑止</li> <li>○ タコグラフによる省エネ関連項目にかかる指導</li> <li>○ デジタルタコグラフの導入による燃費や省エネに係る指導</li> <li>○ 燃費の統計</li> </ul> </li> </ul>
<p>添付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 次の a～d の取組状況に合わせたいずれかの資料を提出して下さい。             <ul style="list-style-type: none"> <li>a. アナログタコグラフのチャート紙を用いた指導教育の実施状況                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施記録簿等、指導結果に関する資料のコピーを提出                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※省エネに関する具体的な指導内容(コメント)、指導年月日(特に年の記載漏れに注意)、指導者名の記載が無いものは加点の対象としません。(記載漏れが多いので注意して下さい。)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>b. デジタルタコグラフの出力結果を用いた指導教育の実施状況                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ デジタルタコグラフの出力結果のコピーを提出</li> </ul> </li> <li>c. 燃費の統計を用いた指導教育の実施状況                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 燃費の統計資料のコピーを提出(車両と運転者が紐付いていること、各運転者の燃費統計がわかる資料を添付して下さい。)</li> </ul> </li> <li>d. その他省エネ運転に係る個別の指導教育の実施状況                 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施記録簿等、指導結果に関する資料のコピーを提出                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※省エネに関する具体的な指導内容(コメント)、指導年月日、指導者名の記載が無いものは加点の対象としません。(記載漏れが多いので注意して下さい。)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;資料添付時の注意事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選任運転者に該当する氏名にはカラーのマーカー等により判別可能な印(しるし)を付して下さい。</li> <li>2. 実施日・運転日が2024年7月2日以降のものについては、加点の対象としません。</li> <li>3. 事業用の車両であることを確認するため、車両ナンバー(ナンバープレートの記号等)の記載が必要です。</li> </ol>
<p>除外事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 省エネ運転や環境への取組に対する第三者機関による認定や認証(例 グリーン経営認証、ISO14001等)[自認項目4-(2)で評価します。]</li> <li>● 省エネ運転の実施状況は、日々の運転によるものとし、研修会等の研修結果は評価の対象としません。</li> <li>● 軽自動車の運転者に対する個別の指導教育は評価の対象としません。</li> </ul>



## グループ 2. 輸送の安全に関する会議・QC活動の実施（最大2項目・最低1項目選択）

2 - (1). 事業所内での安全対策会議の定期的な実施（2点）																																														
<p>※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業における自認項目 2. のうち、「安全対策会議」のみを対象とします。</p>																																														
方針判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業所内において、選任運転者等を対象に開催する、交通事故防止や危険予知など輸送の安全に関する安全対策会議等の定期的な取り組みを評価します。</li> <li>◆ 研修に当たるものを除き、輸送の安全に関する事項を取り上げた会議を評価します。</li> </ul>																																													
基準判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ①か②のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象とします。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 過去1年間（2023年7月2日～2024年7月1日）において、2回以上実施</li> <li>② 過去3年間（2021年7月2日～2024年7月1日）において、毎年1回実施</li> </ul> </li> </ul>																																													
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 当該事業所が主催の会議であれば、協力会社や関係先が同席しても加点の対象とします。 ※主催が当該事業所であることを必ず明示すること。</li> <li>【具体例】                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月例の車両に係る交通事故防止会議</li> <li>○ 交通事故防止等輸送の安全確保に関する会議</li> <li>○ 安全衛生委員会（車両の交通事故防止の内容が含まれるものに限る）</li> </ul> </li> <li>※ 事業所内における定期的な会議等の開催を評価することから、同一種類の定期的な開催が確認できなければ加点の対象とはなりません。                     <table border="1" style="margin: 10px 0;"> <tr> <td>安全対策会議 1回</td> <td>+</td> <td>K Y T 活動 1回</td> <td>= 不可×</td> <td>→ 同一種類の会議ではない</td> </tr> <tr> <td>安全対策会議(定期) 1回</td> <td>+</td> <td>安全対策会議(臨時) 1回</td> <td>= 不可×</td> <td>→ 定期的な開催ではない</td> </tr> <tr> <td>安全対策会議(定期) 1回</td> <td>+</td> <td>安全対策会議(定期) 1回</td> <td>= 可○</td> <td></td> </tr> </table> </li> <li>※ 同一内容の会議等をメンバーを分けて2回開催したものは合わせて1回としてカウントします。 必ず異なる内容の会議の開催状況を提出して下さい。</li> <li>【「判断基準」の回数の数え方】                     <table border="1" style="margin: 10px 0;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">← イ →</td> <td style="text-align: center;">← ロ →</td> <td style="text-align: center;">← ハ →</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2021 7/2</td> <td style="text-align: center;">2022 7/1</td> <td style="text-align: center;">2022 7/2</td> <td style="text-align: center;">2023 7/1</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2023 7/2</td> <td style="text-align: center;">2024 7/1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハで2回</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">① ②</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 判断基準①に該当</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>イ・ロ・ハ各1回</td> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">③</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 判断基準②に該当</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ロで2回 ハで1回</td> <td></td> <td style="text-align: center;">① ②</td> <td style="text-align: center;">③</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 判断基準不適合</li> </ul> </td> </tr> </table> </li> </ul>	安全対策会議 1回	+	K Y T 活動 1回	= 不可×	→ 同一種類の会議ではない	安全対策会議(定期) 1回	+	安全対策会議(臨時) 1回	= 不可×	→ 定期的な開催ではない	安全対策会議(定期) 1回	+	安全対策会議(定期) 1回	= 可○			← イ →	← ロ →	← ハ →			2021 7/2	2022 7/1	2022 7/2	2023 7/1		2023 7/2	2024 7/1			ハで2回			① ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 判断基準①に該当</li> </ul>	イ・ロ・ハ各1回	①	②	③	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 判断基準②に該当</li> </ul>	ロで2回 ハで1回		① ②	③	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 判断基準不適合</li> </ul>
安全対策会議 1回	+	K Y T 活動 1回	= 不可×	→ 同一種類の会議ではない																																										
安全対策会議(定期) 1回	+	安全対策会議(臨時) 1回	= 不可×	→ 定期的な開催ではない																																										
安全対策会議(定期) 1回	+	安全対策会議(定期) 1回	= 可○																																											
	← イ →	← ロ →	← ハ →																																											
	2021 7/2	2022 7/1	2022 7/2	2023 7/1																																										
	2023 7/2	2024 7/1																																												
ハで2回			① ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 判断基準①に該当</li> </ul>																																										
イ・ロ・ハ各1回	①	②	③	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 判断基準②に該当</li> </ul>																																										
ロで2回 ハで1回		① ②	③	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 判断基準不適合</li> </ul>																																										
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 次の①、②を必ず提出して下さい。 <b>自認事項に係るチェックリスト</b>（積極性書式 2 - (1)）</li> <li>① <b>議事録のコピー</b> ※議事録には、話し合った内容（決定したことや会議内で出た意見等）を記載して下さい。（指導、教育、研修との差別化を図って下さい。） ※添付資料には、実施した年月日、開催場所、出席者名簿等（参加・出席者がわかるもの）、会議の内容（交通事故防止に関する内容を含むこと）を、必ず明記して下さい。</li> <li>② <b>会議資料のコピー</b>（交通事故防止に関する具体的な内容のある資料を添付して下さい。）</li> </ul> <p>&lt;資料添付時の注意事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>資料には必ず出席者（参加者）を明記して下さい。なお、当該事業所の出席者（参加者）を、カラーのマーカー等により判別可能な印（しるし）を付して下さい。</li> <li>資料の車両の交通事故防止に関する内容の部分にマーカーを付して下さい。</li> <li>他の自認項目と同じ資料が添付されている場合は、いずれかの項目にのみ加点の対象とします。</li> </ol>																																													
除外事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他営業所や本社など、自店（営業所）以外における会議への出席</li> <li>● 乗務員教育等、乗務員・運転者に対する指導教育研修や指導教育の内容とみなされるもの。〔自認項目 1 - (1) で評価します。〕</li> <li>● 本社・支社・支店等上部組織の会議や会合、事業所の代表者が集まった代表者会議等</li> <li>● 品質向上や構内作業、商品、荷物、荷扱、積荷、荷卸作業、納品、納期の内容等、交通事故防止に直接関わりのない会議の内容。</li> <li>● <b>QC活動</b>〔自認項目 2 - (2) で評価します。〕 ※ QC活動とは、小規模のグループ活動により、問題点について原因の究明改善策の検討、実行の成果等を実証することにより、問題の解決を図ることを目的とした活動を指します。</li> </ul>																																													

	<h2>2-(2). 事業所内での安全に関する QC 活動の定期的な実施 (2点)</h2> <p>※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業における自認項目2.のうち、「安全に関する QC 活動」を対象とします。</p> <p>QC 活動 (Quality Control の略。品質管理) とは、小規模のグループ活動により、問題点について原因の究明、改善策の検討、実効の成果等を実証することにより、問題の解決を図ることを目的とした活動を指します。</p>	
<p>判断方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事業所内において、選任運転者等が中心となる交通事故防止に関する QC 活動や小グループによる安全活動の取り組みについて判断します。</li> <li>◆ 取り組みが、「結果のとりまとめ」まで一巡として行われているかどうかを判断します。</li> </ul>	
<p>判断基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 過去3年間 (2021年7月2日～2024年7月1日) に実施された QC 活動等、小グループによる安全活動が、「結果のとりまとめ」まで、一巡しているかを評価します。</li> </ul>	
<p>具体的内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 申請事業所が主催の QC 活動等、小グループでの安全活動であれば、協力会社や関係先の人メンバーになっていても加点の対象とします。</li> <li>◆ QC 活動については「テーマの策定」から「現状の把握」、「改善方法」、「結果のとりまとめ」まで一巡していることがわかる資料の添付により評価します。</li> <li>◆ 小グループによる安全活動については、小グループ活動の「実施年月日」、「テーマ」、「グループのメンバー」、「活動結果」をとりまとめた資料の添付により評価します。</li> </ul> <p><b>【具体例】</b></p> <p>○ 「グループのメンバー」、「テーマの策定」、「現状の把握」、「改善方法」、「改善に向けた目標の設定」、「活動計画策定」、「活動の実施報告」、「活動の効果」、「問題点・課題」、「まとめ」等について記載された議事録等資料を提出して下さい。</p> <p><b>【参考 (とりまとめの一例)】</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="608 1133 860 1503" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●●運輸株式会社●●営業所 QC活動</p> <p>グループ名: _____</p> <p>メンバー(参加者): _____</p> <p>テーマ: _____</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. テーマ選定</li> <li>2. 現状の把握</li> <li>3. 改善方法</li> <li>4. 改善に向けた目標の設定</li> <li>5. 活動計画策定</li> </ol> </div> <div data-bbox="922 1133 1185 1503" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●●運輸株式会社●●営業所 QC活動</p> <p>グループ名: _____</p> <p>メンバー(参加者): _____</p> <p>テーマ: _____</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6. 活動の実施報告</li> <li>7. 活動の効果</li> <li>8. 問題点・課題</li> <li>9. まとめ</li> </ol> </div> </div>	
<p>添付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 次の①又は②を必ず提出して下さい。</li> <li>① <b>QC 活動が一巡していることが分かる議事録等のコピー</b>              ※添付資料には、実施した年月日、開催場所、出席者名簿等 (参加・出席者がわかるもの)、会議の内容 (交通事故防止に関する内容を含むこと) を、必ず明記して下さい。</li> <li>② <b>小グループでの安全活動の取り組みが分かる資料のコピー</b></li> </ul> <p>&lt;資料添付時の注意事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 資料には必ず出席者 (参加者) を明記して下さい。なお、当該事業所の出席者名を、カラーのマーカー等により判別可能な印 (しるし) を付して下さい。</li> <li>2. 車両の交通事故防止に関する内容にマーカーを付して下さい。</li> <li>3. 活動の具体的内容が分からないものは、加点の対象としません。</li> <li>4. 他の自認項目と同じ資料が添付されている場合は、いずれかの項目にのみ加点の対象とします。</li> </ol>	
<p>除外事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他営業所や本社など、自店 (営業所) 以外が主催する QC 活動等、小グループによる安全活動への参加。</li> <li>● 構内作業、商品、荷物、荷扱、積荷、荷卸作業、納品、納期の内容等、交通事故防止に直接関わりのない QC 活動、小グループによる安全活動等の内容。</li> </ul>	


## 2 - (3). 荷主企業、協力会社等との安全対策会議の定期的な実施(2点)




※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業における自認項目 3. 同様です。

判断方針	<p>◆ 安全運行確保等、交通事故防止に係る輸送の安全に関する自店（営業所）以外の会社（荷主企業、協力会社、下請会社）との安全対策会議の実施状況を判断します。</p>																																								
判断基準	<p>◆ ①か②のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象とします。</p> <p>① 同じ相手先と過去1年間（2023年7月2日～2024年7月1日）において、2回以上実施</p> <p>② 同じ相手先と過去3年間（2021年7月2日～2024年7月1日）において、毎年1回実施</p>																																								
具体的内容	<p>◆ 相手先の主催による会議であっても、加点の対象とします。</p> <p>◆ 相手先の名称については、原則として記名が必要ですが、守秘義務等によりやむを得ず公表できない場合には、“A社”等仮称をつけることも認めます。ただし、相手先が自社以外であることが判別できるように明記して下さい。</p> <p><b>【具体例】</b></p> <p>○ 車両の交通事故防止に係る輸送の安全に関する共通の話題を取り上げた会議（荷扱、荷卸作業、積み付け、積込、構内作業、商品、荷物、積荷、納品、納期の内容、品質管理等に関するものを除く。）</p> <p><b>【同じ相手先の考え方】</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>同じ相手先と過去1年間に於いて2回以上は可。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>違う相手先と過去1年間に於いて2回以上は不可。</p> </div> </div> <p><b>【「判断基準」の回数数の考え方】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>2021 7/2</td> <td>← イ →</td> <td>2022 7/1</td> <td>2022 7/2</td> <td>← ロ →</td> <td>2023 7/1</td> <td>2023 7/2</td> <td>← ハ →</td> <td>2024 7/1</td> </tr> <tr> <td>ハで2回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ・ロ・ハ各1回</td> <td></td> <td></td> <td>①</td> <td></td> <td></td> <td>②</td> <td></td> <td></td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>ロで2回 ハで1回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①</td> <td>②</td> <td></td> <td></td> <td>③</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; margin-top: 10px;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>→ ○ 判断基準①に該当</p> <p>→ ○ 判断基準②に該当</p> <p>→ ✕ 判断基準不適合</p> </div> </div>		2021 7/2	← イ →	2022 7/1	2022 7/2	← ロ →	2023 7/1	2023 7/2	← ハ →	2024 7/1	ハで2回							①	②		イ・ロ・ハ各1回			①			②			③	ロで2回 ハで1回					①	②			③
	2021 7/2	← イ →	2022 7/1	2022 7/2	← ロ →	2023 7/1	2023 7/2	← ハ →	2024 7/1																																
ハで2回							①	②																																	
イ・ロ・ハ各1回			①			②			③																																
ロで2回 ハで1回					①	②			③																																
添付資料	<p>◆ 次の①、②を必ず提出して下さい。</p> <p>① <b>議事録のコピー</b>          ※自社作成であるか、相手先作成であるかは問いません。          ※議事録には、話し合った内容（決定したことや会議内で出た意見等）を記載して下さい。          ※添付資料には、実施した年月日、開催場所、出席者名簿等（参加・出席者がわかるもの）、会議内容（交通事故防止に関する内容を含むこと）を、必ず明記して下さい。</p> <p>② <b>会議資料のコピー（交通事故防止に関する具体的な内容のある資料を添付して下さい。）</b></p> <p>&lt;資料添付時の注意事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>資料には必ず出席者（参加者）を明記して下さい。なお、当該事業所の①出席者名、及び②相手先名を、それぞれカラーのマーカー等により判別可能な印（しるし）を付して下さい。</li> <li>自店（営業所）担当者の出席が役職員名簿により確認できない資料は、加点の対象としません。</li> <li>車両の交通事故防止に係る輸送の安全に関する内容にマーカーを付して下さい。</li> <li>会議の具体的内容が判別できないものは、加点の対象としません。（議事録、議事次第、資料等を必ず添付して下さい。）</li> </ol>																																								
除外事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 品質向上や構内作業、商品、荷物、荷扱、積荷、荷卸作業、納品、納期の内容等、交通事故防止に直接関わりのない会議の内容。</li> <li>● 構内に限定される交通事故防止の内容（構内の速度厳守など）は、加点の対象としません。</li> <li>● 相手先が、貨物軽自動車運送事業者や配達業務を委託する個人の場合は加点の対象としません。</li> </ul>																																								


### グループ3. 法定基準を上回る対策の実施（最大2項目・最低1項目選択）

3 - (1). 特定運転者以外の運転者への計画的な適性診断（一般診断）の実施（2点）										
※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業における自認項目6.と同様です。										
判断方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 心理・生理の両面から、運転者性向の基本要因についての諸特性を明らかにするための適性診断の受診の有無を判断します。</li> <li>◆ 自動車事故対策機構、トラック交通共済協同組合、損害保険会社等が行っている適性診断の受診結果を判断します。</li> </ul>									
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ①か②のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象とします。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 過去1年以内（2023年7月2日～2024年7月1日）において、「適性診断（一般診断）」の受診者数が、全ての選任運転者数の3割以上であること。</li> <li>② 過去3年間（2021年7月2日～2024年7月1日）において、全ての選任運転者が「適性診断（一般診断）」又は「適性診断（特定の運転者に対する診断）」のいずれかを受診していること。</li> </ul> </li> </ul>									
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 特定の運転者に対する診断とは、次に掲げる運転者及び診断を指します。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #fff9c4;"> <th style="width: 60%;">特定の運転者</th> <th style="width: 40%;">適性診断の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者（事故惹起運転者）</td> <td>特定診断Ⅰ、Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>② 運転者として新たに雇い入れた者（初任運転者）</td> <td>初任診断</td> </tr> <tr> <td>③ 高齢者（65歳以上の者をいう。）（高齢運転者）</td> <td>適齢診断</td> </tr> </tbody> </table>		特定の運転者	適性診断の種類	① 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者（事故惹起運転者）	特定診断Ⅰ、Ⅱ	② 運転者として新たに雇い入れた者（初任運転者）	初任診断	③ 高齢者（65歳以上の者をいう。）（高齢運転者）	適齢診断
特定の運転者	適性診断の種類									
① 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者（事故惹起運転者）	特定診断Ⅰ、Ⅱ									
② 運転者として新たに雇い入れた者（初任運転者）	初任診断									
③ 高齢者（65歳以上の者をいう。）（高齢運転者）	適齢診断									
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>受診結果</b>（選任運転者個人の受診結果又は受診結果一覧表）の<b>コピー</b>を提出して下さい。                ※受診機関又は受診機器から発行されたものに限り、自社で作成されたもの（受診一覧など）は対象としません。</li> </ul> <p>&lt;資料添付時の注意事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 選任運転者に該当する氏名にはカラーのマーカ等により判別可能な印（しるし）を付して下さい。</li> <li>2. 受診結果は必ず受診年月日・受診者が明記されているものを添付し、明記されていない場合は受診年月日・受診者を記載して下さい。（年の記載もれに注意。）</li> <li>3. 役職員名簿により選任運転者の氏名が確認できないものは、加点の対象としません。</li> <li>4. 受診日が2024年7月2日以降のものは、加点の対象としません。</li> </ol>									
除外事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 損害保険会社等の行う自己診断や自己チェックのみで診断結果が出ていないものは、加点の対象としません。</li> <li>● 自社で作成した受診一覧（実際に受診したのか確認ができないため）</li> </ul>									



	<p><b>3 - (2). 効果の高い健康起因事故防止対策 (健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS) の実施 (2点)</b></p>  <p>※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業における自認項目 11. より独立し、健康診断結果のフォローアップが加わりました。</p>
<p>判断方針</p>	<p>◆ 効果の高い健康起因事故防止対策 (健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS) の取り組みについて評価します。</p>
<p>判断基準</p>	<p>◆ ①～④のいずれかを満たした状況が確認できれば加点の対象とします。          ※過去 1 年間は 2023 年 7 月 2 日～2024 年 7 月 1 日、過去 5 年間は 2019 年 7 月 2 日～2024 年 7 月 1 日</p> <p>① 運輸ヘルスケアナビシステム等を活用した健康診断結果のフォローアップを過去 1 年間に行っていること</p> <p>② 脳検査の受診について、過去 1 年間で選任運転者数の 1 割以上かつ 2 名以上</p> <p>③ 携帯型心電計の測定について、過去 1 年間で選任運転者数の 2 割以上の活用状況</p> <p>④ SAS 検査の受診について、過去 1 年間で選任運転者数の 2 割以上または過去 5 年間で選任運転者数分</p>
<p>具体的内容</p>	<p>◆ ①の健康診断結果のフォローアップとは、健康診断で再検査の対象となった者に受診を促す等、健康診断結果を活用した健康起因事故防止対策を行っていること。</p> <p>◆ ②の脳検査とは、脳ドック、脳 MRI 健診、脳 CT スキャンを指します。</p> <p>◆ ③の携帯型心電計は、心電図の測定結果をプリントアウトすることができるものとします。</p> <p>◆ ④の SAS に関し、CAPA (シーパップ) 等の機器のレンタル、終夜睡眠ポリグラフ検査も対象とします。また、基準日時点で既に SAS の治療中である選任運転者がいる場合、当該選任運転者が治療を受けていることを証明する書類の提出を以て、SAS 検査の受診者と見なします。</p>
<p>添付資料</p>	<p>◆ 具体的な取組状況が判別可能な資料を提出して下さい。</p> <p>① 運輸ヘルスケアナビシステム等を活用した健康診断結果のフォローアップをしていることがわかる資料</p> <p>② 脳検査受診の場合は検査・医療機関発行の検査結果 (一覧等) や領収書等のコピー</p> <p>③ 携帯型心電計の場合は「機器の写真」と直近の機器管理によるドライバーの測定状況がわかる資料</p> <p>④ SAS 検査受診の場合は、検査・医療機関発行の検査結果 (一覧表等) や領収書等のコピー又は SAS の治療をしていることがわかる医療機関の領収書等のコピー</p> <p>※ CPAP (シーパップ) 等機器をレンタルしていることがわかる契約書・領収証等のコピー</p>
<p>除外事項</p>	<p>● 上記の取組で規定の人数を満たさないもの [自認項目 4 - (1) で評価します]</p> <p>● 脳梗塞リスクマーカーなど、上記以外の検査 [自認項目 4 - (1) で評価します]</p> <p>● 具体的な取り組み内容が書類で確認できないもの</p> <p>● 実施日が 2024 年 7 月 2 日以降のものについては、加点の対象としません</p>



<b>3 - (3). 車両の安全性を向上させる装置の装着 (2点又は1点)</b> 	
判断方針	<p>◆ 予防安全技術や ASV 技術を搭載した車両を活用した高度な取り組みについて評価します。</p>
判断基準	<p>◆ 配点 2 点のうち、下記基準により 2 点又は 1 点を付与します。</p> <p><b>【2 点付与とするもの】</b>          下記に挙げる「先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援」における補助金の対象装置を 1 台以上導入していること</p> <p><b>【1 点付与とするもの】</b>          「ドライブレコーダー」または「後方視野確認支援装置 (バックアイカメラ)」を 1 台以上導入していること</p>
具体的内容	<p><b>【2 点付与とするもの】</b>          対象装置は、申請年度及びその前年度に国土交通省が実施している「先進安全自動車 (ASV) の導入に対する支援」における、補助金の対象装置とします。          (参考：令和 5 年度の対象装置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)</li> <li>○ 車間距離制御装置 + 車線維持支援制御装置</li> <li>○ ドライバー異常時対応システム</li> <li>○ 先進ライト</li> <li>○ 側方衝突警報装置</li> <li>○ アルコールインターロック</li> <li>○ 事故自動通報システム (後付け含む)</li> </ul> <p><b>【1 点付与とするもの】</b> ※以下の 2 つの装置のみを対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ドライブレコーダー</li> <li>○ 後方視野確認支援装置 (バックアイカメラ)</li> </ul>
添付資料	<p>◆ 次の具体的な導入状況が判別可能な①～③の資料をもれなく提出して下さい。</p> <p>① 装置の設置状況がわかる資料 (以下のいずれかの資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両に搭載されており、写真に写すことができない装置にあつては、「搭載証明書」、「購入時の領収書 (対象装置が記載されていること)」等のコピー</li> <li>・ 装置の設置状況が確認できる写真 (機器が明確に映っていること) 及び機器類のカタログなど、機能や性能が分かる資料のコピー</li> </ul> <p>② 機器設置車両のナンバーの分かる写真 (車両の正面から、車両とナンバープレートが写真に収まるように撮影したもの)</p> <p>③ 機器設置車両の基準日 (2024 年 7 月 1 日) 現在において有効な車検証 (電子車検証においては自動車検査証記録事項) のコピー</p>
除外事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種装置や機器類に関する助成金の交付に係る決定通知書</li> <li>● 基準日現在で導入されていないもの</li> <li>● 具体的な内容が書類で確認できないもの</li> </ul>

### 3 - (4). ドライバー時間外労働時間短縮の取組の状況 (2点)

※新設



判断方針

◆ 36 協定届において、時間外労働時間上限規制 960 時間を下回る短縮の状況を確認し、評価します。

判断基準

◆ ドライバーの時間外労働時間について、2024 年 7 月 1 日現在有効な 36 協定届にて、時間外労働時間上限規制 960 時間を下回る届出が確認できれば加点とします。

添付資料

◆ 次の資料を必ず提出して下さい。

2024 年 7 月 1 日現在有効な 36 協定届のコピー (以下のア)～エ) を満たすもの)

ア) 業務の種類欄に自動車運転者又はこれに類する業務種類が記載されていること

イ) 上記ア) の者の 1 年間の法定労働時間を超える時間数が記載されていること。(厚生労働省が定める様式に記載がない場合は、「時間外労働及び休日労働に関する協定書」のコピーを添付する)

ウ) 労働基準監督署の受付印が押印されていること

エ) 本社が一括で届出を行っている場合は、上記ア)～ウ) について、当該営業所の内容が記載されていることがわかる資料のコピー

※本社一括届出を行っている場合は、本社より当該事業所の 36 協定届を取り寄せ、提出して下さい。

【36 協定届 (例)】

【時間外労働及び休日労働に関する協定書 (例)】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
295	284	245	267	300	250	295	310	300	284	311	310	3,400
時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間

除外事項

- 時間外労働時間上限規制 960 時間が記載されている 36 協定届
- クレーンオペレーター等、業務の種類が自動車運転者又はこれに類する業務ではないもの

# グループ 4. その他 (最大 3 項目・最低 1 項目選択)


「安全性に対する取組の積極性」の判断基準




## 4 - (1). 健康起因事故防止に向けた取組 (健康診断結果のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS 以外) の実施 (1 点)

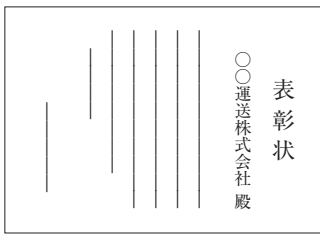
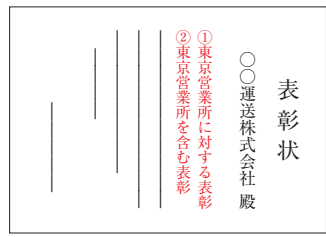
※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業における自認項目 11. から独立した項目です。

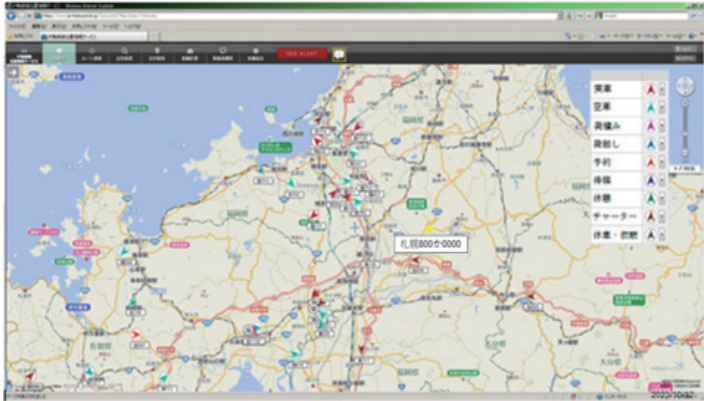
判断方針	<p>◆ 健康起因事故防止に向けた取組みのうち、3 - (2) 以外の取組みについて評価します。</p>																																																																																									
判断基準	<p>◆ 健康起因事故防止に関する取組みとして、①と②をともに満たしている状況が確認できれば加点の対象とします。</p> <p>① 過去 1 年間 (2023 年 7 月 2 日～2024 年 7 月 1 日) における取組みで、自主性、積極性、独創性、先進性等が認められるもの</p> <p>② 上記①に加え、一過性取組みではなく、継続的な取組み若しくは定期的な取組みであるもの</p>																																																																																									
具体的内容	<p><b>【具体例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康観察を行っていること (ドライバーの血圧及び体温の管理等)</li> <li>○ 脳や心臓の疾患等を事前に把握することのできる検査 (3 - (2) 以外の検査) を行っている。(検査を行っていることがわかる資料)</li> <li>○ 社内報等に定期的に食事や健康に関する記事を書いている (定期的に掲載されていることがわかる社内報等の該当するページのコピー)</li> <li>○ 会社にトレーニングルームを設けている (写真等)</li> <li>○ 福利厚生としてスポーツジムと契約している (契約がわかる資料)</li> <li>○ 経済産業省による「健康経営優良法人」の認定取得や健康保険組合等が実施する「健康宣言」等への参加 (認定証のコピー等)</li> <li>○ 栄養指導を行っている (指導記録のコピー等)</li> </ul>																																																																																									
添付資料	<p>◆ <b>具体的な取組状況に加え、継続的若しくは定期的な取組みであることが判別可能な資料を提出して下さい。</b> (資料の形式は問いません。)</p> <p><b>【提出書類の一例】</b></p> <p>(健康管理表) イメージ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">記録用紙</th> <th colspan="4">日</th> <th colspan="4">(令和 年)</th> </tr> <tr> <th>月</th><th>日</th><th>日</th><th>日</th> <th>日</th><th>日</th><th>日</th><th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>血圧</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>体温</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>心動時数</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>歩数</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>睡眠時間</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>疲労度</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>ストレス</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(社内報の該当するページのコピー) イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>血圧測定は健康経営の決め手</p> <p>高血圧は健康診断で発見できる。健康診断で高血圧を発見し、医師の指導に従って治療を行うことで、脳卒中や心臓病などのリスクを減らすことができます。</p> <p>血圧は正しく測りましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静かな環境</li> <li>リラックス</li> <li>深呼吸を繰り返す</li> <li>腕を動かさない</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p>生活習慣の改善に向けて</p> <p>高血圧を予防する生活習慣の改善のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>塩分を減らす</li> <li>野菜・果物を食べる</li> <li>適度な運動をする</li> <li>禁煙・節酒</li> <li>十分な睡眠をとる</li> <li>ストレスを減らす</li> </ul> </div> </div>	記録用紙	日				(令和 年)				月	日	日	日	日	日	日	日	血圧									体温									心動時数									歩数									睡眠時間									疲労度									ストレス									その他								
記録用紙	日				(令和 年)																																																																																					
	月	日	日	日	日	日	日	日																																																																																		
血圧																																																																																										
体温																																																																																										
心動時数																																																																																										
歩数																																																																																										
睡眠時間																																																																																										
疲労度																																																																																										
ストレス																																																																																										
その他																																																																																										
除外事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期健康診断の受診など法令で義務づけられているもの。</li> <li>● 具体的な取組み内容が書類で確認できないもの。</li> <li>● 体温の記録のみ</li> </ul>																																																																																									


	<p><b>4 - (2). 輸送に係る安全や環境に関する認証や認定の取得 (1点)</b></p> <p>※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業における自認項目 9. から独立した項目です。</p>	
<p>判断方針</p>	<p>◆ 事業所又は会社全体の輸送に係る安全や環境への取り組みを認証するグリーン経営認証や ISO14000 シリーズ (環境マネジメントシステム) の取得、全ての従業員に品質方針、品質目標、業務の推進方法・手順を周知させるため文書化した国際規格の審査登録 ISO9000 シリーズ (品質マネジメントシステム) の取得、道路交通事故による死者や重傷者を撲滅することを目的とした ISO39000 シリーズ (道路交通安全マネジメントシステム) の取得、その他の公的な第三者機関からの認定、認証の取得の有無を確認します。</p>	
<p>判断基準</p>	<p>◆ 登録証、認定証及び付属書等 (認定事業所の範囲が明記された資料) により確認します。</p>	
<p>具体的内容</p>	<p>◆ 認定・認証の範囲が貨物輸送を対象とするものに限り (倉庫部門やその他運送部門に関わりのないものを除く)。</p> <p>◆ 具体例以外の認定・認証については、安全や環境への取り組みについて審査、認定していることが具体的にわかる資料を添付して下さい。</p> <p><b>【具体例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ グリーン経営認証</li> <li>○ ISO9000 シリーズ (品質マネジメントシステム)</li> <li>○ ISO14000 シリーズ (環境マネジメントシステム)</li> <li>○ ISO39000 シリーズ (道路交通安全マネジメントシステム)</li> <li>○ エコステージ認証</li> <li>○ エコアクション 21 認証</li> </ul>	
<p>添付資料</p>	<p>◆ <b>登録証、認定証及び付属書</b> (認定事業所の範囲が明記された資料) のコピーを提出して下さい。</p> <p><b>【登録証・認定証等に当該事業所名称の明記がない (事業者名のみ) の場合の注意事項】</b></p> <p>会社全体や支社・支店単位での認定で当該事業所が含まれている場合には、認定機関の書類や管理文書等により <b>自店が認定の範囲に含まれていることが判別可能な資料</b> を別途添付して下さい。証明する資料がない場合は、提出する添付資料に自店が認定の範囲に含まれている旨記載して下さい。</p> <p>&lt;資料添付時の注意事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該事業所名や対象範囲等が判別できる資料を添付して下さい。</li> <li>2. 認定・認証の場合、事業者名のみでの登録証や認定証等により、自店 (営業所) が含まれていることが確認できない場合には、加点の対象としません。</li> </ol>	
<p>除外事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自社内独自の認定制度は、加点の対象としません。</li> <li>● 対象範囲に貨物輸送に関する事項が含まれていない場合は、加点の対象としません。</li> <li>● 倉庫部門やその他運送部門に関わりのない認証制度等は加点の対象としません。</li> </ul>	



	<p><b>4 - (3). 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の受審 (1点)</b></p> <p>※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業における自認項目 9. から独立した項目です。</p> 
<p>判断方針</p>	<p>◆ 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の実施の有無を確認します。</p>
<p>判断基準</p>	<p>◆ 過去 2 年間 (評価終了日が 2022 年 7 月 2 日～2024 年 7 月 1 日) に実施された評価報告書により確認します。</p>
<p>具体的内容</p>	<p>◆ 国が認定する第三者機関による運輸安全マネジメント評価の場合、貨物自動車運送事業所としての評価に限ります。</p> <p><b>【国が認定する第三者機関】</b> (令和 6 年 4 月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA)</li> <li>○ MS &amp; AD インターリスク総研 株式会社</li> <li>○ SOMPO リスクマネジメント 株式会社</li> <li>○ 東京海上ディーアール 株式会社</li> <li>○ 一般財団法人 日本品質保証機構 (JQA)</li> <li>○ 一般社団法人 日本海事検定協会 (NKKK)</li> </ul>
<p>添付資料</p>	<p>◆ <b>運輸マネジメント評価報告書のコピー</b>を提出して下さい。</p> <p>&lt;資料添付時の注意事項&gt;</p> <p>評価報告書のうち、「Ref. No.」「評価日」「事業者名称」「署名：評価チームリーダー」の内容が確認できるページのコピーとする。</p>
<p>除外事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国が認定する第三者機関ではなく「国土交通省が行う運輸安全マネジメント評価」は除外します。</li> <li>● 国土交通省が認定した運輸安全マネジメント認定セミナーの受講〔自認項目 1 - (2) で評価します。〕</li> </ul>

	<p><b>4 - (4). 過去3年間以内の行政、外部機関、トラック協会による輸送の安全に関する表彰の実績 (1点)</b></p> <p>※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業における自認項目 10. と同様です。</p>
<p>方 判 針 断</p>	<p>◆ 交通事故防止に関する公的な表彰を受けたことの有無を確認します。</p>
<p>基 判 準 断</p>	<p>◆ 過去3年間 (2021年7月2日～2024年7月1日) において、当該事業所及び事業所の代表者に対する表彰が確認できれば加点の対象とします。</p>
<p>具 体 的 内 容</p>	<p>輸送の安全や交通安全等の取り組みに関する表彰について評価を行います。</p> <p><b>【表彰機関の具体例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国土交通省、地方運輸局、運輸支局等</li> <li>○ 警察庁、都道府県警察本部、警察署等</li> <li>○ その他関係行政機関</li> <li>○ トラック協会本部・支部</li> <li>○ 陸上労働災害防止協会 (陸災防)</li> <li>○ トラック交通共済協同組合</li> </ul>
<p>添 付 資 料</p>	<p>◆ <b>表彰状のコピー又は表彰状あるいは表彰盾を写した写真</b>を提出して下さい。</p> <p>&lt;資料添付時の注意事項&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受賞日及び受賞者名が判別できる資料を添付して下さい。(年月日の記載があること)</li> <li>2. 交通事故防止を対象としていることが明確でない場合は加点の対象としません。</li> <li>3. 表彰状に、事業者名のみ記載で当該事業所の名称が明記されていない場合は、<b>加点の対象としません。</b></li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>◆ 該当する表彰に当該営業所が含まれているが、表彰状に当該営業所名の記載が無い場合には、それを証明する資料 (受賞対象がわかる賞状発行元の資料) を添付するか、添付する提出資料にその旨を記載して下さい。</p> <p>※<b>営業所が1カ所しかない場合でも、会社名のみ記載されている場合は、当該営業所に対する表彰であることがわかる資料が当該営業所名を提出資料に記載して下さい。</b></p> <p style="text-align: center;">&lt;記載例&gt;</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>当該事業所の名称が明記されていない</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>⇒</p>  </div> </div> <p>当該事業所に所属する専任運転者のチーム・グループが、受賞した無事故に関する交通事故防止表彰 (セーフティーチャレンジ等) について、<b>表彰の宛名に当該事業所名がない場合は、チーム・グループのメンバーが判別できる資料 (セーフティーチャレンジ等への申込書) を添付して下さい。</b></p> </div>
<p>除 外 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 斯界発展 (業界発展)、警察活動 (輸送の安全や交通安全に関するものを除く。) への協力等の表彰</li> <li>● 運転者個人に対する表彰</li> <li>● 永年勤続表彰</li> <li>● 民間企業の表彰</li> <li>● 職場の安全衛生管理に係る表彰については対象としない</li> <li>● 交通事故防止の内容が確認できなければ対象としない</li> </ul>

	<p><b>4 - (5). リアルタイム GPS 運行管理システムなどの先進的運行管理システムの導入 (1 点)</b></p> <p>※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業における自認項目 11. から独立した項目です。</p>
<p>判断方針</p>	<p>◆ GPS 等を活用した運行管理システムの活用について評価します。</p>
<p>判断基準</p>	<p>◆ 基準日 (2024 年 7 月 1 日) 現在、リアルタイム GPS 運行管理システムの導入について確認できれば加点の対象とします。</p>
<p>具体的内容</p>	<p>◆ GPS と連動した運行管理を行うシステムを導入、活用していることを確認します。</p>
<p>添付資料</p>	<p>◆ 次の①～④を必ず提出して下さい。</p> <p>① 機器類の機能や性能が分かる資料 (機器類のカタログ等) のコピー。</p> <p>② 導入状況が確認出来る当該営業所の保有車両 1 台分の「機器の設置状況の写真」(機器が鮮明に写っていること。特にフロントガラスの反射に注意して撮影してください。</p> <p>③ ②の機器設置車両のナンバーが分かる写真 (車両の正面から、車両とナンバープレートが写真に収まるように分かる資料のコピー)。</p> <p>④ 機器設置車両の基準日 (2024 年 7 月 1 日) 現在において有効な車検証 (電子車検証においては自動車検査証記録事項) のコピー。</p> <p>⑤ ①のシステムを利用して②の車両の運行管理を行っていることがわかるパソコンの画面の写真 (②の車両に該当する車両ナンバーが判別できるパソコン画面の写真を添付してください)。</p> <p>【パソコン画面写真(例)】</p> 
<p>除外事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機器類に係る助成金の交付等の資料。</li> <li>● 2024 年 7 月 1 日現在で導入されていないもの。</li> <li>● 具体的な取り組み内容が書類で確認できないもの。</li> </ul>

	<p><b>4 - (6). 自社内独自の無事故運転者表彰制度又は省エネ運転認定制度の活用 (1点)</b></p>  <p>※判断基準や判断資料は、前回の安全性評価事業における自認項目 11. 及び 2022 年度安全性評価事業における自認項目 7. から独立した項目です。</p>
判断方針	<p>◆ 交通事故防止や省エネ運転に関する表彰制度の設定による、安全運転に向けた取組について評価します。</p>
判断基準	<p>◆ 基準日 (2024 年 7 月 1 日) 現在における取り組みの自主性、積極性、独創性、先進性について確認できれば加点の対象とします。</p>
具体的内容	<p>◆ 当該事業者又は当該営業所における営業所単位、グループ単位又は運転者個人に対する無事故や省エネ運転に関する表彰又は認定制度等について評価を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基準日 (2024 年 7 月 1 日) 現在において有効な表彰または認定制度であること</li> <li>○ 制度要綱や認定要領、手当の支給制度など具体的な取組が確認できること</li> </ul>
添付資料	<p>◆ 次の①、②を必ず提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 基準日 (2024 年 7 月 1 日) 現在有効な制度要綱や認定要領、手当の支給制度などの具体的な取組内容が分かる資料のコピー。</li> <li>② 表彰状況や、認定結果、手当の支給について確認ができる資料のコピー。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 表彰においては表彰状、表彰盾などの写真等</li> <li>○ 認定結果においては、認定証、認定を行ったことがわかる資料のコピー</li> <li>○ 手当の支給においては、手当を支給したことがわかる直近の資料のコピー</li> </ul> </li> </ul> <p>※ なお、表彰や認定、手当の支給等について、未だ実績がない場合、直近の実績が無い場合については、他営業所における実績があれば他営業所の資料を添付しても構いません。また、他営業所の実績も無い場合は、要綱、要領等にも実績がないことを書き添えてください。</p>
除外事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 具体的な取り組み内容が書類で確認できないもの。</li> <li>● 制度実施日が 2024 年 7 月 2 日以降のものについては、加点の対象としません。</li> </ul>



## 資料の綴じ方

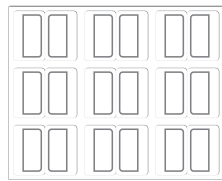
以下で指示する書類①～⑦の一覧を参照し、以下のとおりファイルに綴じて下さい。

- 書類は①が一番上に来るようにして、①から⑦の順序に綴じる。
- ⑦Ⅲ.「安全性に対する取組の積極性」の取組について挙証する資料は、⑥のチェックリストを表紙に、選択した項目の順に綴じる。
- インデックスを⑥のチェックリストに付ける。
- 書類左側にパンチ穴（2穴）を空け、ファイル等に綴じる。
- ファイルは市販のファイルを使用して下さい。ひも綴じ、リングファイルは書類やファイルが壊れやすいので使用しないで下さい。
- 表紙と背表紙に事業者名、営業所名を必ず記載して下さい。
- 書類は必ずファイルに綴じてバラバラにならないようにしてご提出下さい。

### < 用意するもの >



チェックリスト、資料



市販のインデックスシール



市販のファイル 表紙



背表紙

【Web】 Web 申請システムで作成します。

【ダウンロード】 全日本トラック協会のホームページからダウンロードして作成します。

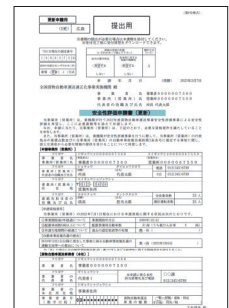
(Excel 及び Word、PDF) <https://jta.or.jp/member/tekiseika/gmark/shinsei2024dl.html>



### ① 安全性評価申請書 【Web】

#### 新規申請 第1号様式、更新申請 第6号様式

- Web 申請システムで作成した申請書の「提出用」を表紙にします。



### Web 申請の場合

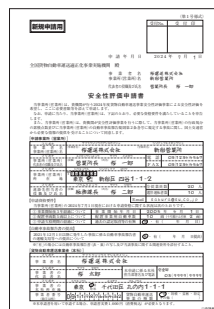
### ② (上記①が複写式申請書の場合)

#### 申請書実費の支払いを証する振替払込請求書兼受領証の写し (コピー)

- 申請書 (複写式を3枚とも) を表紙にして振替払込請求書兼受領証の写しを下に重ねてください。

※ ATM を利用した場合は「ご利用明細票」の写し (コピー)

※ 「申請書作成システム」により申請書を作成された場合は、実費が無料となるので必要ありません。



### 手書き申請の場合

③ (該当する事業所の場合)

自動車事故報告書の写し(表・裏両面)及び当該事故に係る関連資料  
【Web】

提出対象：2021年12月1日～2024年11月30日の間に発生した自動車事故報告規則第2条各号に該当する事故の種類や有責無責(第一当事者、第二当事者)に係わらず、運輸支局等へ提出された自動車事故報告書の写しを提出して下さい。



【過失の有無がわかる関連資料について】

当該事故に関して自動車事故報告書以外の「過失の有無がわかる関連資料」があれば合わせて提出して下さい。

(参考例)

- ㊦ 保険会社発行の確定した過失割合等が記載された資料
- ㊧ 事故惹起者に対する裁判所・検察庁等が発行した不起訴処分等証明資料
- ㊨ 交通事故証明書
- ㊩ 事故惹起者に対する行政処分の状況が分かる直近の運転記録証明書等
- ㊪ 上記㊦～㊩の他に、当該事故の詳細を記した報告書・自認書・弁明書等

自動車事故報告書等は Web 申請システムでアップロードできます。(PDF ファイルのみ)

※詳しくは Web 申請システムのマニュアルを参照して下さい。

＜アップロードできない場合＞

新規、更新 A・C 方式については「安全性に対する取組の積極性」の資料を提出する際に一緒に提出して下さい。

※申請後において、次に該当した場合は、速やかに全国実施機関にその資料を提出して下さい。

- ・自動車事故報告書を提出した場合
- ・提出もれが判明した場合
- ・過失の有無がわかる関連資料が確認された場合

※前回評価または再評価により既に評価を受けた事故については、書類の提出は不要です。

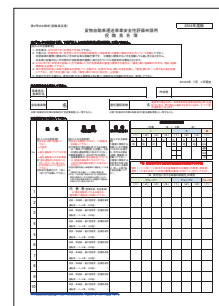
④ 安全性に対する取組状況についての自認書(第2号様式) 【Web】【手書き】

- ・自認項目は4つのグループから選択します。
- ・各グループから必ず1項目は選択しなければなりません。
- ・自認書は、Web 申請システムで作成できます。申請ボタンを押下した後、印刷できる「提出用の自認書」を必ず拳証資料に添付し、提出して下さい。

### ⑤ 役職員名簿（第2号の2様式）【ダウンロード】

- ・全日本トラック協会のホームページより、様式（電子ファイル）をダウンロードできます。
- ・記入要領は役職員名簿（P.36）をご参照下さい。  
※定められた様式以外による名簿の提出は認められません。
- ・必ず挙証資料に添付し提出して下さい。

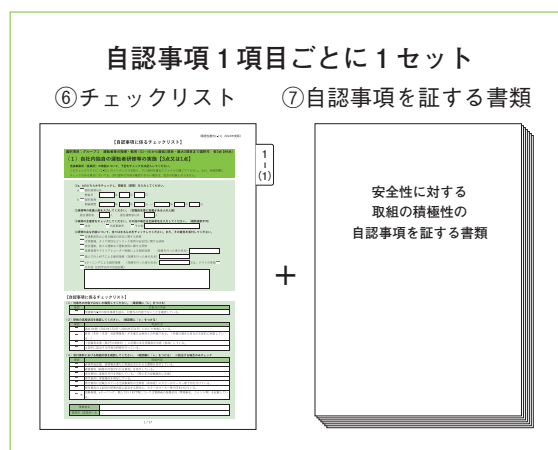
<https://jta.or.jp/member/tekiseika/gmark/shinsei2024dl.html>



### ⑥ 安全性に対する取組状況の自認事項に係るチェックリスト【ダウンロード】

自認事項の内容をチェックして提出して下さい。

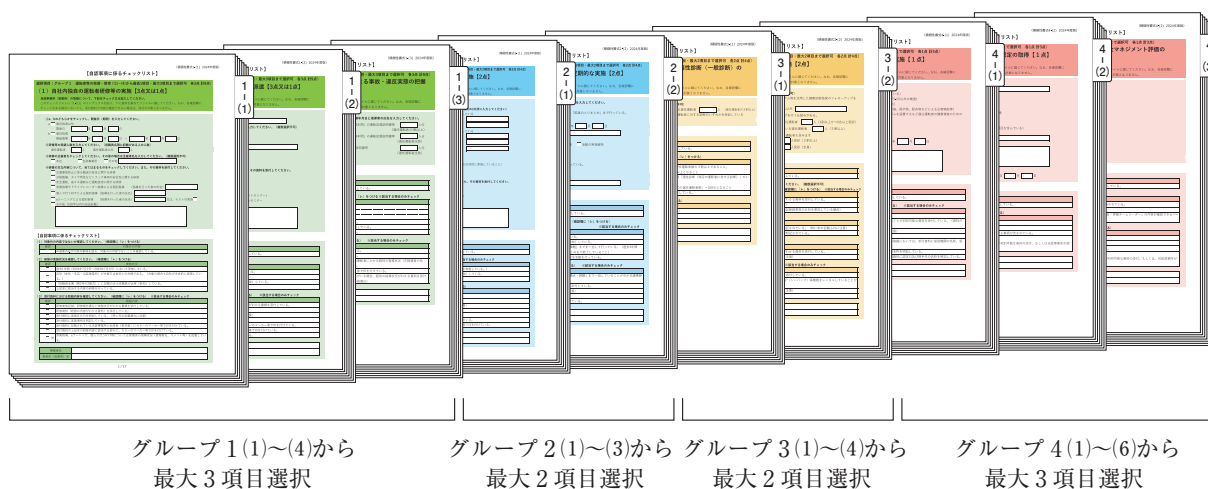
<https://jta.or.jp/member/tekiseika/gmark/shinsei2024dl.html>



### ⑦ 安全性に対する取組状況の自認事項を証する書類【ダウンロード】

書類の具体的内容については、P.33 以降をご参照下さい。

「④安全性に対する取組状況についての自認書」で選択した項目の「⑥自認事項に係るチェックリスト」に直接インデックスシールを貼付して各項目の表紙として下さい。



※取組が無い項目の資料は、添付の必要はありません。

# 2024年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク制度) に係る取扱いについて

## 新型コロナウイルス感染防止に係る特例措置

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（全日本トラック協会）では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2024年度貨物自動車運送事業安全性評価事業「Gマーク制度」において、下記のとおり特例措置を講じます。

自認書の様式はこちら <https://jta.or.jp/member/tekiseika/gmark/shinsei2024dl.html>



## 評価項目に係る特例措置

### III 安全性に対する取組の積極性（配点 20 点）

新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施できなかった取組について、下記の自認項目に限り、別に定める自認書で評価をいたします。

#### 自認項目グループ2-(1) 事業所内での安全対策会議の定期的な実施

感染拡大の影響により開催が困難であった安全対策会議について、自認書（別紙1）で確認致します。

【判断基準②】 過去3年間（2021年7月2日～2024年7月1日）において毎年1回実施

→ 2021年7月2日～2022年7月1日に開催する安全対策会議のうち1回のみ自認書にて確認します。

2021年7月2日～2022年7月1日	対象期間
2022年7月2日～2023年7月1日	対象外
2023年7月2日～2024年7月1日	

※「判断基準」における会議開催回数の数え方（詳細）については、申請案内のP.41にてご確認ください。

**注意：【判断基準①】は特例措置の対象になりません。**

過去1年間（2023年7月2日～2024年7月1日）において2回以上実施が必要です。

#### 自認項目グループ2-(3) 荷主企業、協力会社又は下請会社との安全対策会議の定期的な実施

感染拡大の影響により開催が困難であった安全対策会議について、自認書（別紙2）で確認致します。

【判断基準②】 過去3年間（2021年7月2日～2024年7月1日）において毎年1回実施

→ 2021年7月2日～2022年7月1日に開催する安全対策会議のうち1回のみ自認書にて確認します。

2021年7月2日～2022年7月1日	対象期間
2022年7月2日～2023年7月1日	対象外
2023年7月2日～2024年7月1日	

※「判断基準」における会議開催回数の数え方（詳細）については、申請案内のP.43にてご確認ください。

**注意：【判断基準①】は特例措置の対象になりません。**

過去1年間（2023年7月2日～2024年7月1日）において2回以上実施が必要です。



全日本トラック協会のホームページにもこれ以外の Q&A を掲載していますので、合わせてご確認ください。

## 1. 全般

**Q1** 「本社営業所」として認可を受けており、申請事業所も「本社営業所」となるが、社内では便宜上「東京営業所」と呼んでおり、会議等の議事録にも実施場所として「東京営業所」と記載している。そのまま提出しても良いか。

**A1** 申請事業所名とは異なる社内の便宜上の営業所名が記載されている場合、申請事業所の取り組みとは判断できません。このような場合は、該当する添付書類にその旨を付記する、もしくは、申請書にその旨を記載した書面を添付して下さい。

**Q2** 繁忙期などにしか運転しない者も選任運転者数に数えるのか。

**A2** 運転者台帳を作成し、基準日（2024年7月1日）現在で事業用貨物自動車（軽貨物を除く）を運転する者は繁忙期のみ運転する者なども含め、全て選任運転者数に数えます。

**Q3** 申請書の提出後に事業所の移転等の変更事項があった場合には、どうすれば良いか。

**A3** 申請書の記載事項に変更がある場合には、登録事項変更届を提出する必要があります。変更届は全日本トラック協会のホームページからダウンロードできますので、必要事項を記載の上、申請書を提出した地方実施機関に提出して下さい。

<変更届の提出が必要となる主な事項>

事業者名の変更、事業所名の変更、事業所所在地の変更、電話番号の変更、代表者の変更

**Q4** 自認項目のチェックリストにチェックがすべて入れば加点となるということか。

**A4** チェックリストと添付書類を合わせて確認します。チェックリストにチェックがされていても添付書類でその内容が確認できない場合は加点となりません。申請案内の内容もよく確認いただき、書類の提出をお願いします。

## 2. 役職員名簿（評価項目Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性 関係）

**Q5** 同一人物であるが姓の変更により、添付資料と役職員名簿の氏名が異なる場合、どのように記載すれば良いか。

**A5** 同一人物であっても姓の変更等により添付資料と役職員名簿の氏名が一致しない場合は、取組の対象としません。役職員名簿の氏名欄に本名を記載し、備考欄に同一人物であることが分かるように記載して下さい。

例：（桜二郎が田中二郎に変わった場合）氏名欄に「桜二郎」と記載し、備考欄に「田中二郎と同一」と記載する。

**Q6** 繁忙期にのみ運転する者であっても、選任運転者として記載するのか。

**A6** 選任運転者（A2参照）であって、評価項目「Ⅲ. 安全性に対する取組の積極性」の審査に関係する方は全て記載する必要があります。この場合、繁忙期にのみ運転する者であっても、役職員名簿に運転者として記載して下さい。

### 3. 「安全性に対する取組みの積極性」について

#### Q7 オンライン研修の研修実施記録とは。

A7 オンラインによる研修会を受講した場合は、添付資料①～③の他に事業所で作成した「研修実施記録」が必要になります。研修実施記録の内容は、

- ・いつ（実施した年月日）
- ・どこで（場所）
- ・誰を対象に（受講者）
- ・どのような内容

※オンライン研修を受講した場合は、研修項目ごとの概要を必須の記載事項とします。

- ・研修受講の感想（審査の際に感想の内容を確認します）

上記を必須の項目とし、研修内容の確認をします。

オンライン研修実施記録の参考書式（例）は、全日本トラック協会のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

<https://jta.or.jp/member/tekiseika/gmark/shinsei2024dl.html>



オンライン研修実施記録の参考書式（例）

○○○○○研修実施記録  
○○○○○○主催

I. 研修の受講  
日時： 2020年 ○月 ○日（○） ○○：○○～○○：○○  
場所： ○○○○会議室

II. 受講者  
○○○○

III. 研修概要

1. [研修項目1を記載] 例：交通事故の現状について  
[研修項目1の概要を記載 ※項目名に加えて研修内容の概要を記載]

2. [研修項目2を記載] 例：交通事故防止の対策について  
[研修項目2概要を記載 ※項目名に加えて研修内容の概要を記載]

3. [研修項目3を記載] 例：今後の交通事故防止について  
[研修項目3概要を記載 ※項目名に加えて研修内容の概要を記載]

【研修項目が3以上の場合は追加して下さい】

IV. 研修を受講した感想  
○○○○○○○○○○

Q8 39 ページの自認項目 1－(3) 運転記録証明書について、3 年前（2021 年）に取り寄せた 5 年間分（2017 ～ 2021 年）の運転記録証明書の中に 2017 年（8 年前）の違反の記録があります。

当時指導した記録がない場合、どのようにしたらよいですか。

A8 運転記録証明書を取り寄せ、過去の事故（違反）記録が判明した場合、判明後に行った指導状況を記載した資料の提出を求めます。

事故報告書を取り寄せた際、基準日に対してかなり以前の事故（違反）記録が判明した場合でも、取り寄せた時点で指導を行い、その指導を行った記録に関する資料を提出して下さい。

また、取り寄せた時点（例では、3 年前（2021 年））に指導を行っていない場合は、あらためて指導を行い、資料を作成して下さい。

# 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関一覧

実施機関	〒	所在地	TEL	FAX
北海道	064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10 2F	011-551-1357	011-521-5810
札幌事務所	064-0809	札幌市中央区南9条西1-1-10 3F	011-206-7900	011-520-6520
函館事務所	041-0824	函館市西桔梗町 555-32	0138-49-1777	0138-49-1659
室蘭事務所	050-0081	室蘭市日の出町 3-4-11	0143-44-0993	0143-45-8024
旭川事務所	079-8442	旭川市流通団地 2-4	0166-73-7760	0166-47-5079
帯広事務所	080-2459	帯広市西19条北 2-4	0155-36-8575	0155-35-4614
釧路事務所	084-0906	釧路市鳥取大通 6-1-4	0154-51-3108	0154-52-4019
北見事務所	090-0835	北見市光西町 167	0157-24-4833	0157-24-8613
青森県	030-0111	青森市大字荒川字品川 111-3	017-729-2000	017-729-2266
岩手県	020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南 2-9-1	019-637-2171	019-638-5010
宮城県	984-0015	仙台市若林区卸町 5-8-3	022-788-0223	022-237-5290
秋田県	011-0904	秋田市寺内蛭根 1-15-20	018-863-5041	018-863-7354
山形県	994-0075	天童市蔵増 1465-16	023-616-6136	023-616-6138
福島県	960-0231	福島市飯坂町平野字若狭小屋 32	024-558-7755	024-558-7731
茨城県	310-0913	水戸市見川町 2440-1	029-303-7201	029-303-7202
栃木県	321-0169	宇都宮市八千代 1-5-12	028-684-5882	028-684-5889
群馬県	379-2166	前橋市野中町 322-1 (群馬県交通会館内)	027-212-8821	027-212-8009
埼玉県	330-8506	さいたま市大宮区北袋町 1-299-3	048-645-2774	048-631-2006
千葉県	261-0002	千葉市美浜区新港 212-10 (一社)千葉県トラック協会 2F	043-302-1980	043-247-2691
東京都	160-0004	新宿区四谷 3-1-8	03-3359-4138	03-3359-6009
神奈川県	222-8510	横浜市港北区新横浜 2-11-1	045-471-5877	045-471-5536
山梨県	406-0034	笛吹市石和町唐柏 1000-7	055-262-5561	055-263-2036
新潟県	950-0965	新潟市中央区新光町 6-4	025-285-1717	025-285-8455
長野県	381-8556	長野市南長池 710-3	026-254-5151	026-254-5155
富山県	939-2708	富山市婦中町島本郷 1-5	076-495-8800	076-495-1600
石川県	920-0226	金沢市粟崎町 4-84-10	076-239-2285	076-239-2287
福井県	918-8115	福井市別所町第17号 18-1	0776-34-1713	0776-34-2136
岐阜県	501-6133	岐阜市日置江 2648-2	058-279-3771	058-279-3773
静岡県	422-8510	静岡市駿河区池田 126-4	054-283-1920	054-283-1921
愛知県	470-0207	みよし市福谷町西ノ洞 21-127	0561-76-2242	0561-76-3033
三重県	514-8515	津市栄町 1-941	059-227-6767	059-225-2095
滋賀県	524-0104	守山市木浜町 2298-4	077-585-8080	077-585-8015
京都府	612-8418	京都市伏見区竹田向代町 48-3	075-671-3175	075-661-0062
大阪府	536-0014	大阪市城東区鳴野西 2-11-2	06-6965-4024	06-6965-1902
兵庫県	657-0043	神戸市灘区大石東町 2-4-27	078-882-5556	078-882-5565
奈良県	639-1037	大和郡山市額田部北町 981-6	0743-23-1200	0743-56-2228
和歌山県	640-8404	和歌山市湊 1414	073-422-6771	073-422-6121
鳥取県	680-0006	鳥取市丸山町 219-1	0857-22-2694	0857-27-7051
島根県	690-0001	松江市東朝日町 194-1	0852-21-4272	0852-22-4408
岡山県	700-8567	岡山市北区青江 1-22-33	086-234-8211	086-234-5600
広島県	732-0052	広島市東区光町 2-1-18	082-264-1539	082-261-2496
山口県	753-0812	山口市宝町 2-84	083-922-0978	083-925-8070
徳島県	770-0003	徳島市北田宮 2-14-50	088-632-8810	088-632-4701
香川県	760-0066	高松市福岡町 3-2-3	087-851-6381	087-821-4974
愛媛県	791-1114	松山市井門町 1081-1	089-957-1069	089-993-5501
高知県	781-8016	高知市南の丸町 5-17	088-832-3499	088-831-0630
福岡県	812-0013	福岡市博多区博多駅東 1-18-8	092-451-7846	092-451-7964
佐賀県	849-0921	佐賀市高木瀬西 3-1-22	0952-36-6653	0952-36-6658
長崎県	851-0131	長崎市松原町 2651-3	095-838-2281	095-839-8508
熊本県	862-0901	熊本市東区東町 4-6-2	096-369-3968	096-369-1194
大分県	870-0905	大分市向原西 1-1-27	097-558-6311	097-552-1591
宮崎県	880-8519	宮崎市恒久 1-7-21	0985-53-6767	0985-53-2285
鹿児島県	891-0131	鹿児島市谷山港 2-4-15	099-261-1167	099-262-5500
沖縄県	900-0001	那覇市港町 2-5-23	098-863-0280	098-863-3591



# Gマーク認定ステッカーの適切な使用について

Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となり、是正されない場合は認定を取り消します。

## 適切ではない使用例



有効期限が過ぎた  
ステッカーの貼付

※ 2024年1月以降に貼付されている場合



有効期限を隠滅した  
ステッカーの貼付

車両を売却する際には  
「Gマーク」ステッカーを  
剥がして下さい。



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関  
公益社団法人 全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-5

TEL 03-3354-1067 FAX 03-3354-1019

ホームページ <https://www.jta.or.jp/>

Gマーク

検索